

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年3月11日（火曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 現地調査 市道路線の認定・廃止箇所

第 3 審査事項

1) 議案第 1 号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、都市民生委員会
所管分

2) 議案第23号 市道路線の認定について

3) 議案第24号 市道路線の廃止について

第 4 散 会

出席委員（7名）

西 山 丈 由 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
中 島 直 樹 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

夏 目 哲 哉	まちづくり部長	横 田 徳 司	建 設 課 長
関 根 渉	課長補佐兼 管 理 係 長		
塚 本 恵	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
稲 田 信 一	こども家庭課長	鈴 木 尚 美	児童保育課長
本 間 陽 子	高齢介護課長	渡 邊 泰 弘	健康づくり 推 進 課 長

加 藤 昌 英	国 保 年 金 課 長	梶 原 めぐみ	障がい福祉係長
大 塚 恵 一	こども家庭係長	高 田 利 泰	児 童 保 育 係 長
間 篠 雄 介	高 齢 福 祉 係 長	齋 藤 知 宣	健 康 づ く り 推 進 係 長
山 畑 佳 菜	後 期 高 齢 年 金 係 長		

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総 務 課 長
---------	---------

午前 9時30分 開 会

○西山丈由委員長 おはようございます。

ただいまから都市民生委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムに登録の日程によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ご異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

まちづくり部長。

○夏目哲哉まちづくり部長 皆さん、おはようございます。まちづくり部長の夏目です。

本日は、議案第23号 市道路線の認定について及び議案第24号 市道路線の廃止についてです。明日は議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算のまちづくり部所管部分、議案第6号 令和7年度羽生市水道事業会計予算及び議案第7号 令和7年度羽生市下水道事業会計予算に関する審査になります。

そして、明後日は、議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のまちづくり部所管部分、最終日が議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）及び議案第18号、議案第20号の条例の一部を改正する条例のご審査でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 これより、現地調査を行いたいと思います。現地調査に先立ち、建設課長に簡単な概要説明を求めます。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼管理係長の関根でございます。

○関根 渉課長補佐兼管理係長 関根です。よろしくお願いします。

○横田徳司建設課長 着座にて説明させていただきます。

議案第２３号 市道路線の認定について及び議案第２４号 市道路線の廃止について申し上げます。

初めに、認定について申し上げます。

議案書の８０ページから８２ページとなります。

認定に係る案件は２７件となります。内訳ですが、利根川堤防強化事業による管理用道路の建設に伴うものが２０路線、宅地分譲によるものが２路線、物流施設の開発に伴うものが２路線、本川俣公園の建設に伴うもの、北部幹線の建設に伴うもの、羽生駅東口再整備に伴うものがそれぞれ１路線です。

次に、廃止について申し上げます。

議案書の８３ページ、８４ページになりますが、廃止に係る案件が１４路線となります。内訳は、利根川堤防強化事業による管理用道路の建設に伴うものが１２路線、物流施設の開発に伴うものが２路線です。

詳細については、現地確認後に説明させていただきます。

以上、簡単ですが概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山文由委員長 それでは現地調査に向かいたいと思います。

なお、現地調査箇所については、認定の②、⑦、⑬、⑭、⑮を予定しております。この後暫時休憩いたしますが、５分後を目安に、市役所東側入り口に集合願います。

暫時休憩いたします。

午前 ９時 ３５分 休 憩

午前 １０時 １６分 開 議

○西山文由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２３号 市道路線の認定について及び議案第２４号 市道路線の廃止については関連がありますので、一括して議題といたします。

なお、この後の説明、質疑及び討論は一括して行いますが、採決は議案ごとに行いま

すので、ご承知おきください。

それでは、建設課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。

先ほどは現地確認いただきましてありがとうございました。着座にて説明させていただきます。

それでは、参考資料１６のほうをご覧くださいと思います。

また、認定路線、廃止路線、それぞれ終点の写真を参考資料に掲載しております。併せてご確認ください。同じものを、こちらスクリーンのほうに映してございます。起終点の写真となっております。

まず、参考資料１６、１ページ、認定図の整理番号１と、３ページの整理番号６、５ページの整理番号１０、６ページの整理番号１６、８ページの整理番号２０、９ページの整理番号２１の６路線ですが、利根川堤防強化事業により建設されました管理用道路を市道認定し、一般の通行ができるようにするものです。上新郷地内の国道１２２号、道の駅西側付近のほか、発戸、上村君、下村君、堤、名、常木地内となっております。

また、３ページの整理番号３、４、５と５ページの整理番号８、９、６ページの整理番号１１から１５、７ページの整理番号１７、８ページの整理番号１８、１９及び９ページの整理番号２２の１４路線ですけれども、こちらは利根川堤防強化事業の管理用道路建設に伴いまして、道路の一部が堤防の下となってしまったなどの路線について、新たな起終点で再認定するものとなります。

なお、道路の一部が堤防の下となってしまったなどの路線は廃止となりますが、１３ページ、廃止図の整理番号１と１４ページの整理番号２、３、１５ページの整理番号４、５、１６ページの整理番号６、７、１０、１１、１７ページの整理番号８、１８ページの整理番号９及び１９ページの整理番号１２の１２路線が廃止となります。

次に、２ページ、認定図の整理番号２ですけれども、令和５年４月に供用開始となりました本川俣公園のアクセス道路を認定するものです。

次に、４ページ、認定図の整理番号７ですが、上川俣地内において、既存の道路から北部幹線の川俣陸橋側道へつなげるため築造した道路を認定するものです。

次に、１０ページ、認定図の整理番号２３ですが、将来の羽生駅東口再整備の種地と

なっている現在市営第3駐車場の敷地を貫く道路を、今後整備するものとして認定するものです。こちら、中央1丁目地内です。

次に、11ページ、整理番号24、25ですが、藤井上組地内において民間開発による宅地分譲で築造された道路を認定するものです。

次に、12ページの認定図と20ページの廃止図は関連がありますので、一括して説明します。

こちらは、神戸地内において民間開発による物流施設の整備に伴い、市道を払い下げするため、20ページの廃止図、整理番号13、14を全線廃止し、払い下げされない部分について、12ページの認定図、整理番号26、27のとおり、再度認定するものです。

以上、市道の認定、廃止について説明させていただきました。ご審査よろしくお願いたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど、羽生駅の東口の北側の平家の家ですよね。認定するに当たって、まだ用地が羽生市のものではないのに認定だけしちゃうという、こういうことって結構あるのかどうか。いつもだと、道路まできれいになってから、整備されてから認定しているんですけれども、何かこういうケースというのが一般的なのかどうかというのを、その辺をお伺いします。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 あちらの場合、今回の場合は道路の改良ではなく、道路の新設ということで、用地買収に当たりまして課税の特例等を受けるためには、やはり先に認定をして、道路である旨の形をつくっていかなければならないということでございますので、まず認定を先に、今回行なっているものでございます。

それと、地権者の了解も得て行なっているものでございます。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 今までも結構こういうケースというのがあったということなんじゃないかな。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 なかなか新設道路というものが少ないんですけれども、やはり新設道路の場合は先に認定をかけて行うという形となります。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 その道路なんですけれども、そこはちょっと車の中で横田課長の話が右から左に抜けちゃって、それっぽいのが頭の中に残っているんですけれども、地権者の方から打診があって、市がそれを受け入れて、そこに道路を新設するという認識でよろしいですか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 はい、そうです。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 実際、そこが契約、今あれなのかな、用地の価格だったりとか何とかというのをやっているところで、そんな大きな差はなく、大体地価で、いろんな計算式がある中で、無難にまとまるんでしょうけれども、道路が、そこが開通するというのはどれくらいをめどにしているんですかね。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 現時点でいつというのは、まだはっきり申し上げられないんですけれども、今後、東口の再整備を考えていく中で、その流れの中で整備していくということになると思います。ちょっとまだ、はっきりと何年というのはまだ申し上げられない段階です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 何年という単位ですか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 はい。こちら用地が確保できましたら、まだ最終的な整備というのは、いつかはまだ、何年もかかるという感じでございますが、第3駐車場に接続させるという意味での暫定的な整備は、用地ができ次第ということになりますので、令和8年度とかにできるんじゃないかなというのは踏んでおります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 でも、交渉が終わって、車の中の話ですと、取壊しをしてくれれば羽生

市で買い取るよということで、取壊しをして羽生市が買い取ったら、取りあえずそこはぶち抜けちゃうわけですね。そうしたら、開発云々とか、道路を舗装してとか、歩道を造ってとか、何とかということは別として、取りあえずそこは抜けられると、それが終わって、そういう理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 そうです。そのとおりでございまして、通り抜けできるための暫定整備のほうは必要かなと考えております。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○中島直樹委員 了解です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 私のほうからは、堤防の下道路なんですけれども、これ、ちょっとやっぱりいまいち分かんないんですけれども、簡単に言うと、道の駅はにゅうからスカイスports公園までの間の、堤防の下に道路があったじゃないですか。工事用というか、取付け道路が。それが、普通に走れるようになったと理解していいんですか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

この1ページ目が上新郷になるわけなんですけれども、122号の西側の部分ですね。道の駅の西側になります。こちらの一部、こちらは本当に一部なんですけれども、昭和橋のすぐ下の部分、この一部。それから、次が発戸になりますが、発戸地区のほうで出来上がっている部分があるんですけれども、発戸地区から東の部分になります。

○川田真也委員 東になるんだ、これ。

○横田徳司建設課長 はい、そうですね。発戸から東ですね。これが3ページですね。

それから、こちらが5ページですかね。こちらが日清ヨークの辺りですかね、上村君のほうになってきます。さらに、東へ行きますと、高速の東で、堤辺りでしょうかね、こちらから既に一部もう供用は開始されている箇所がございまして、そちらを飛ばしまして、名、常木のほうに来まして、スカイスports公園のちょっと北辺りですね。こちら、それとスカイスports公園の南側の加須市境までということで、出来上がった部分でまだ認定されていなかった部分についてを今回認定して、通れるようにするものです。現在のところ、今のところまだバリケード等を置いてありまして、通れないような形と

なっているところが多くなっています。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。3ページから5ページ、だから、ずっともうこれつながっていますよね。だから、3ページの左の矢印が、多分これカノープス辺り……カノープスまで行かない。

○横田徳司建設課長 はい。発戸ですね。

○川田真也委員 1キロ。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 ちょうど井泉小学校からずっと北へ向かったところにぶつかった辺りという感じですかね。

○川田真也委員 そこから西。

○横田徳司建設課長 これは東方面ですね。

○川田真也委員 東方面。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。非常に便利になるかと思うので、よかったかと思いますので。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 よろしいですか。

質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第23号 市道路線の認定について、本案はこれを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第２４号 市道路線の廃止について、本案はこれを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時３１分 休 憩

午前１０時４３分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 皆さん、こんにちは。健康福祉部長の塚本でございます。

本日は、議案第１号 令和７年度羽生市一般会計予算のうち、健康福祉部所管の事務事業に関する審査でお世話になります。

なお、明後日３月１３日、来週３月１７日にも、議案第２号 令和７年度羽生市国民健康保険特別会計予算などにつきまして、その他の議案につきましてのご審査でもまたお世話になりますので、併せてよろしくお願いいたします。

また、説明のために出席させていただきました職員の紹介につきましては、それぞれの課ごとに紹介をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 議案第１号 令和７年度羽生市一般会計予算別冊１のうち、社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 社会福祉課長の一ノ瀬でございます。よろしくお願いいたします。

同席の職員は、障がい福祉課係長の梶原でございます。

○梶原めぐみ障がい福祉係長 梶原です。よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

まず、参考資料１、予算説明書の５９ページになります。

右側の説明の欄、中ほどになりますが、第３款民生費、第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費について、順次ご説明申し上げます。

初めに、社会福祉一般経費１，１２４万７，０００円について、主なものを申し上げます。

６０ページに移ります。

１２節委託料３３７万１，０００円ですが、上から４つ目、生活困窮者子どもの学習支援業務委託料２０４万円は、貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の小中学生、高校生を対象に無料の学習教室を開催し、基礎学力の向上、子どもの居場所づくりや社会性を身につけてもらうことを目的として支援を行なっているものとなります。当事業は、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となっておりまして、２分の１の補助率となっております。

続きまして、１８節負担金補助及び交付金４万８，０００円ですが、こちらはＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター市町村負担金となりまして、埼玉県が結婚を希望する方に出会いの機会を提供する公的な結婚支援センターに対する負担金となります。市が加入することによりまして、市民が利用する際の登録料が安くなり、また市外の会員を含め、羽生市の婚活イベントを周知できるなどのメリットがございます。

続きまして、１９節扶助費の住居確保給付金は、離職や廃業により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方へ当面の住宅及び就労機会の確保に向けて、家賃を補助するものとなります。

次に、社会福祉団体等助成事業になります。

１８節負担金補助及び交付金６，５８７万４，０００円ですが、全て団体への補助金となります。

主なものとしましては、上から２つ目の社会福祉協議会補助金５，１１０万６，０００円、こちらは社会福祉法人羽生市社会福祉協議会に対して、その運営及び活動を支援するため、補助金を交付するものとなっております。

６１ページに移ります。

一番上の民生委員・児童委員協議会補助金１，０９３万６，０００円は、地域社会の

福祉の増進を図る活動を促進するため、羽生市民生委員・児童委員協議会に対し補助金を交付するものです。令和7年度は、3年に一度の一斉改選の年となりますので、新しく委嘱される委員の研修経費等により、6年度と比較し、増額となっております。当補助は、県の民生委員及び児童委員活動費補助金の対象となっております。

次に、自立支援給付費等事業19億2,809万4,000円についてご説明申し上げます。

こちらは、障がい者の方に実施する福祉サービスの経費となっております。主なものとしまして、12節委託料1,757万7,000円ですが、委託料の上から4つ目、障がい者就労支援センター業務委託料154万2,000円、それからその2つ下の障がい者相談支援事業委託料665万2,000円、それから一番下の基幹相談支援センター業務委託料307万4,000円は、身体、知的、精神のそれぞれの障がい者の方からの就労に関することや、様々な相談に関すること、また障がい福祉事業所からの相談等について、市内の社会福祉法人に委託して実施するものとなります。これらの事業は、加須市、行田市との3市共同で実施しておりまして、予算額は羽生市の負担分となっております。

続いて、62ページに移ります。

19節扶助費19億565万4,000円ですが、こちらは、居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援など、障がい者の方が福祉サービス事業所等において利用する様々なサービスの利用料などについての市の負担分となっております。

主なものを申し上げます。上から4つ目、生活介護費4億5,424万6,000円は、常時介護を必要とする障がいをお持ちの方が、障がい者施設において通所または入所により、昼間における入浴、排せつ、食事等の介護のサービスを提供するものです。

その1つ下の施設入所支援費1億7,037万3,000円は、障がい者支援施設に入所している方に対し、主に夜間の入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常で生活上の援助を行います。

上から8つ目、就労継続支援費3億982万9,000円は、一般企業への就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

その1つ下の共同生活援助費3億574万円は、共同生活を行うグループホームで、主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものと

なります。

次に、63ページに移りまして、上から12番目、真ん中より少し上になります。放課後等デイサービス費1億6,731万3,000円は、小中学校、高校に通う障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供することによりまして、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進する事業となります。

それから、扶助費の一番下から2つ目、就労選択支援費380万2,000円は、こちらは令和7年10月から始まる新しいサービスになりまして、就労や就労サービスを利用するに当たり、あらかじめ利用者の特徴やニーズ把握を行うことにより、その方に適した就労先、就労サービスにつなげようとするものとなります。

これら扶助費の主な財源としまして、国の障がい者自立支援給付費負担金、障がい児入所給付費等国庫負担金、それから県の障がい者自立支援給付費負担金、障がい児入所給付費負担金がありまして、これらは国が2分の1、県が4分の1の負担となっております。

続きまして、障がい者支援事業1億7,983万9,000円ですが、こちらも障がい者福祉サービスに関する経費となります。

64ページに移りまして、19節扶助費1億7,337万6,000円ですが、一番下の重度心身障がい者医療費助成費1億1,328万6,000円は、重度心身障がい者の方が医療受診をした際の自己負担分を助成するものとなります。財源につきましては、県の重度心身障がい者医療費補助金として、2分の1の補助率となります。

次に、少しページ飛びまして、80ページになります。

第3項生活保護費、第1目生活保護総務費になります。

生活保護総務一般経費2,534万3,000円についてご説明いたします。

主なものですが、次のページに移りまして、12節委託料1,166万2,000円ですが、上から2つ目、生活保護システム等保守委託料903万6,000円は、生活保護システムの操作利用等について、安定的かつ持続的に実施するための保守を委託するものとなっております。

それから、13節600万4,000円ですが、次のページの一番上になります。AWSクラウドサービス利用料は、国が進めておりますシステム標準化に係るガバメントクラウドの利用料となります。

続きまして、生活保護費についてご説明いたします。

19節扶助費10億499万9,000円、こちらは、生活保護費として給付するものとなりまして、主な財源といたしましては、生活保護費負担金として4分の3が国の負担となります。

なお、令和6年12月末現在における羽生市の生活保護受給者は467世帯、586人となっております。

これらの扶助費について、主なものを申し上げますと、生活扶助費は、食費や光熱水費等、生活費に充てるもので2億9,788万4,000円となります。住宅扶助費は、賃貸住宅の家賃に充てるもので1億5,925万1,000円となります。医療扶助費は、医療機関受診の費用などに充てるもので4億6,640万3,000円となっております。

次に、一番下の災害救助費34万2,000円についてご説明いたします。

18節負担金補助及び交付金24万1,000円ですが、次のページに移りまして、り災者応急住宅費補助金は、災害により住んでいる家を全焼または亡失した方が賃貸住宅を借りた場合に、月額家賃に対して上限2万円、最長で12か月分を補助するものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 社会福祉課の令和7年度の重点施策はどういうものがあるのか、お伺いいたします。

○西山文由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 社会福祉課の重点事業としましては、やはり主に2つの大きな事業、障がい者の自立支援事業と、それから生活保護事業になります。それぞれ予算が年々増加しておりまして、こちらにつきましては適正に支給のほうをしていきたいと考えております。

また、障がい者への支援事業としまして、今年度、条例として手話言語条例というものを別途上程しているんですが、それに併せまして手話の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、令和7年度は民生委員・児童委員の一斉改選の年となります。こちら、自治会の協力を得ながら実施していくものとなりますが、民生委員・児童委員は地域福祉において重要な役割を担っていただいておりますので、今後も協力しながら福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 何点かお聞かせください。

まず、1つ目が、61ページの自立支援、19億のやつなんですけれども、ほぼほぼ扶助費ということで、これ、何名ぐらい今、障がい者の方等、羽生市としては見えていただいているのかなと思ひまして。教えてください。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 令和6年度、1月1日現在におけます手帳の交付状況なんです、身体障がい者の方が1,644人、療育、知的障がいの方が610人、精神障がいの方が577人ということで、2,831人となっております。

令和5年度末におきましては、2,755人でしたので、増加傾向にあります。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

こんな多くの方の自立支援をサポートしていただけているということで大変ありがたいんですけれども、こちらの例えばいろいろな費用があったかと思うんですけれども、このお金って市が個人にお渡しして精算するような形になっているのか、市が社会福祉法人ですとか、そういった形の病院ですとか、法人ですとかにどんと入れて、精算しているのか、教えていただきたいんですけれども。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 基本的には、福祉事業所のほうにその利用分に応じて給付をしているものとなりますが、こちら国保連のほうを通じての支払いというふうになっておりますので、市のほうで直接各施設へ支給しているものというのは、中にはあるんですが、基本的にはそういった形での支払いとなっております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

不正請求とかが、本当に金額が大きいんでね、この後、ちょっと生活保護の話もさせてもらうんですけども、この2つで30億円じゃないですか。幾ら市の負担は4分の1だよといっても、結構金額は大きいんで、請求された金額に対してのチェックとかというのは、どういった形でチェックしているのか、教えていただければと思うんですけども。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 先ほども申しあげました国保連のほうにその支払いのほうは委託する形になっておりますので、その中で審査等はやっていただいております。そこで不正等はないようにチェックはしていただいております。

こちらも利用状況等は確認しておりますので、そういったものと照らしながら、適切な支給を行っております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

不正等はないかと思うんですけども、やはり金額が大きいですから、定期的に見直し等をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちょっと生活保護費のほうで、毎回ちょっと質問させていただいて申し訳ないんですけども、とうとう羽生市も10億円を超えちゃったということで、ちょっとショックなんですけれども、今回467世帯で586人ということで今お話がありましたけれども、これ、前年度と比べて増減はどれくらいなのでしょう、教えてください。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 先ほど申しあげました467世帯586人は、6年の12月末の数字となっております。5年度末が454世帯589人でしたので、世帯としては13世帯増えておりまして、人員としては3名減少しているような状況でございます。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 人数が減っているのに予算が増えたわけではないですか。何でなのか教

えてください。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 世帯のほうは増えておりまして、やはり世帯ごとに給付はしておりますので、多人数の世帯ですと、その人数分そのまま倍額にというようなことではありませんので、共通費のほうがありますので、やはり世帯が増えていると予算のほうは増えているような形となります。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 単純計算で申し訳ないんですけども、十数世帯増えて、3人減ったのかな、それで1億円近く増えちゃうんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 1億円増えた要因としましては、医療扶助のほうが増えておりまして、今年度におきまして、既に予算の補正のほうはさせていただいておりまして、補正後予算が9億9,000万円ほどとなっておりますので、それほど大きく増えた予算計上とはなっていないと考えております。

保護世帯の増加の傾向なんですけど、今年度も増加傾向にあったんですが、年末ぐらいから少し頭打ちになりまして、今後、完全に読み切れないところではあるんですが、補正後の予算と比較しますと500万円程度の増加にはなるんですか、その中で何とか間に合うのかなというふうに今のところ見込んでおりますが、今後の状況によって、また補正等必要になる場合もあるかと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりましたが、ちょっとまだもやもやしているところがあるので、ちょっと長くなっちゃって申し訳ないんですけども、聞かせてもらいたいんですけども、3人減って、世帯数が増えたんですけども、ということは、昨年生活保護から抜け出せた世帯というのはなかったということで理解していいんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 保護世帯の中での入れ替わりというのはありますので、令和6年度におきましては、現在のところ87世帯が新しく開始になりまして、逆に74世帯が廃止という形になっておりますので、去年の方がそのままいるとか、全部が全部そ

ういったことではないというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 それでは、申し訳ないです、８７世帯の方が新しく生活保護を受給されるようになったということですから、こちらの８７世帯の方の国籍を教えてください。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 基本的には日本人がほとんどなんですが、その８７世帯の外国人の内訳が今ちょっと手元にはないんですが、外国人の現在の状況としましては、令和６年度の先月末時点で、外国人が１０世帯１３人となっております。５年度末は１３世帯１７人でしたので、少し減っている形になっております。これまでも大体十一、二世帯で推移しておりますので、ほぼ横ばいかなというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 増えた８７世帯のうち、１０世帯が外国人の世帯だったんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 すみません、先ほどの８７世帯の内訳については、国籍の内訳については今手元にはないんですが、先ほど１０世帯と申し上げましたのは、全体の中の世帯数となります。４６７世帯のうちの１０世帯が外国人の世帯というふうになっております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分からないということなんですけれども、８７世帯新規で生活保護の需給を決定したわけなんですけれども、その中での外国籍の世帯というのは分からない、今。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 すみません、今手元にある資料としては、そこについては分からないんですが、名前だけで判断するのであれば、２名ほどとなっております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ２名というと２世帯、それとも１世帯２名。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 ２世帯です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 何で認定したんでしょうか、その2世帯。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら、国のほうでも基準を定めておりまして、県のほうでもマニュアルのほうを定めておりまして、そういったところに基づきまして判断したものとなっております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 私は、外国の方に生活保護費を払うのは大反対な人間だと分かっているかと思うんですけども、最高裁判所でも外国人への生活保護は必要ないというような判例も出ていますし、我々日本人が、例えば日本に来ていただいている韓国ですとか、中国ですとか、ベトナムとかへ行った場合に、向こうで生活困窮しても、相手方の国からは一切保護されないんですね。それをされないのに、日本に来て保護してもらえと思われて来られるのが、やっぱりちょっとおかしいと思うんですよ。

ですから、外国の方がもしも窓口に来ていただいたら、まず最初にやはり自分の国の大使館に相談に行ったらいかがですかというような一言を、私は窓口で言っていただきたいなと思うんですけども、そういったことはできないのかというのと、今後、多分間違いなく、10億円、今年予算段階で来ているので、年度末の補正では12億円になりましたという話が出てくるかと思うんですけども、間違いなくね。今後、生活保護費を減らすにはどうしたらいいか、何か考えていますか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、外国人の方が来た際の対応としましては、在留カード等の確認をしまして、国の基準に合っているかどうかを確認して、生活困窮の状況も見極めまして、基準が合えば保護の決定という形になりますので、その大使館どうこうにつきましては、こちらで指導するものではないと考えております。

それから、今後生活保護費を抑える方策というところなんですけど、現在、今力を入れておりますのは就労支援になっておりまして、働ける方につきましては働いていただいて、自分で生活を維持していくというところを行なっているところです。

それからまた、医療費につきましても、頻回受診、同じような傷病で何回も受診を受けるようなところにつきましては、チェックするようにはしておりますが、今のところ、

羽生市はそういった事例は見受けられておりません。また、ジェネリック医薬品のほうも利用が原則となっておりますので、そのあたりの指導もしっかり行なっていきたいと考えております。

それから、保護費につきましては、現在も保護率のほうは羽生市が6月現在で1.12%、埼玉県全体ですと1.34%ですので、県の平均からすると低い状態にあります。保護率なんですけど、これにつきましては高いところで2%とかいっているところもありますので、今後の社会状況によっては今後も増えていくというところはあるんだろうなというふうに考えておまして、なかなかそうなってくると、こちらとしては抑えるというところは難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 いろいろ対策等を考えていただいて、大変ありがたいと思います。

1つ、ちょっと医療費のところで聞きたいんですけども、生活保護受給者の方は医療費、基本的には無料ですよ。お薬もフルで出るということで、羽生がどうというわけじゃないんですけども、一般的ないろいろ話を聞くと、生活保護の方が病院に行くと、お医者さんは喜ぶんですよ。フルサービスで治療ができるんでね。高額医療でも、何でもできちゃうんで、だからそういった形で、医療費の抑制をするに当たり、羽生市内の例えば病院に、適切な医療をしていただけるような指導だとかというのはしているのかというのをちょっと聞きたいんですけども。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらとしましては、医療費につきましてはなかなか専門性が、職員のほうも持っていないので、指導というところまではちょっと難しいと考えております。これにつきましては、厚生労働省等でしっかり指導していただくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ぜひ、厚労省にも羽生市から、ちゃんとやってくださいというような話をさせていただければと思います。やはり、本当に生活保護費って、我々も含めてですけども、国民の最後のセーフティーネットだと思うんですね。ですから、ちゃんと受けてほしい人に受けていただきたいので、そこをやはりきっちり見ていただいて、就労支

援等もこれからどんどんしていただいて、あまり無駄な保護費を払っているんじゃないかなと思われぬように、これからも運営していただきたいと思います。とにかく、やっぱりいろいろ地元で話をして、生活保護費は10億円なんだよと言うと、みんなびっくりするんですよ。こんなまちで生活保護費って10億円もかかるのというような話になるので、だからその辺をこれからもきっちり見ていただいて、届けるべきところに届けていただけるように頑張っていいただければと思います。

終わります。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 60ページの住宅確保給付金なんですけれども、状況によっていろいろあると思うんですが、これは何人分ぐらいを想定しての予算なんでしょうか。何人、何世帯か。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらにつきましては、12世帯の半年分という形で予算のほうは見込んでおります。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 その12世帯としたというのは、過去のデータから見て、そう判断していると、そういう予算を組んでいるという理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの予算につきましては、過去の推移等を勘案しまして、予算のほうは計上させていただいております。

令和2年、コロナ禍に入ったところで、こちらの支給額は増えたんですが、現在減少傾向になっておりまして、今年度も予算のほうは少し不用額が出てくるかなというふうには考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 感染症騒動前があって、感染症騒動があって、今があって、減少傾向というお話でしたけれども、今現在の数というのは、感染症騒動前の傾向にはまだ全く戻り切っていないですかね。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 決算額のほうを申し上げますと、令和元年が140万1,600円、それで令和2年度、コロナ禍に入りますと一気に増えまして773万6,500円ということなのですが、こちらは昨年度、令和5年度におきましては185万2,000円ということで、だんだんコロナ禍前の状況に近づいてきているのかなというふうに考えております。

今年度につきましては、かなり利用者のほうは減ってきておりますので、ただ、コロナ禍前ぐらい、それよりも少し上乘せした形で予算の要求はさせていただいているんですが、ちょっとまだ読めないところもありますので、今後また、今年度、来年度の状況を見ながら、予算のほうは考えていきたいと思います。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これは、給付金としてあげちゃうんでしたっけ。一部返してもらうんでしたっけ。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらのほうは支給する形になりますので、対象者に差し上げる形となります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 了解しました。

あと、61ページの扶助費、行旅病人及び死亡人措置費ですけれども、これは何人ぐらいを、あと昨今の傾向があるようでしたら教えてください。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの行旅病人及び死亡人措置費なのですが、1名分を想定して予算のほうは計上しております。

○中島直樹委員 1名。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 1名です。

近年の実績なのですが、令和2年度から今年度も含めて、実績のほうはございません。令和元年度に1件の実績がございます。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 あと、どこで説明があったかな。羽生市で障害者手帳をお持ちの方の説明が、川田委員の質疑に対して答弁があったかな。身体障がい者が1,644人、知的が610人、精神が577人ということで増加傾向にあるということなんですけれども、途中で知的、ちょっとそれがどうなんだろう。例えば身体障がい者の手帳とかというと、高齢化が進んでいって、体がなかなか不自由になって、身体障害者手帳を持つという方がいらっしゃる。知的に限っては、そんなに今、出生数は少ないわけですし、途中から知的、そういうケースもあるとは思いますが、そんなに数としては多くないと思うんですよね。手帳を途中で取得してというのは。

そういったあれだと、精神とかというのは、なかなか今、多様性が認められなきゃいけない時代なんですけど、昔と、昔というのは、少なくとも私が幼少期の頃と比べると、精神障がい、社会の受皿がなかなか、一般社会の受皿が、福祉的なサービスじゃなくて、一般社会の受皿が少なくなっているのかなというふうに思うんですけれども、この辺の増加傾向にあるというのは、手帳を持っている方が、それは福祉課としてはどういうふうに傾向を捉えているんでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、近年の推移を申し上げますと、身体障害者手帳をお持ちの方が、令和2年、1,646人、3年が1,624人、4年が1,627人、5年が1,631人で、現在は1,644人ということで、ほぼ横ばいにあるのかなというふうに考えております。

それに対しまして、療育、知的なんですけど、令和2年度は528人、3年度、546人、4年度、570人、5年度が594人で、現在610人ということで増加傾向にあります。

また、精神につきましても、令和2年度が439人、3年度、462人、4年度は501人、5年度が529人、6年度、現在は577人ということで、こちらも増加傾向にあります。

こちらの増加の傾向なんですけど、途中で取得する方というのは一定程度いらっしゃいますので、やはり今まで日本人の性質として、隠したいという部分もあったかとは思いますが、そういった意識が、だんだん適切なサービスを利用するという方向に、だんだん転換してきているのかなというふうに感じております。

以上です。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 63ページでしたかね、今年始まったと言ったかな、就労選択支援費について、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけども。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら、令和7年10月から開始されるサービスとなりまして、就労をするに当たりまして、事前に相談をしていただいて、その方の障がいの特徴ですとか、あるいはその方の意向、そういったものをアセスメントとしてまとめまして、就職するに当たりまして、そのアセスメントを利用して適切な就労先、あるいは就労支援事業所のほうにつなげていくというものになります。ミスマッチによりまして途中でやめてしまう方が一定程度いらっしゃいますので、そういったところを防ぐために、新しく始まるサービスとなります。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 今、企業としての受皿というのはどうなんですかね、知的障がいに対して。法律では、知的と限らず、障害者手帳を持っている方の障がいのある方を、何%なり雇わないといけないというふうになってはいますけれども、社会的な受皿としては、障がい者の就労に関してというのを、福祉課のほうで理解している部分があったら教えてください。分からなかったら、分からなかったで。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 理解もだんだん広がってきているのかなというふうには思うんですが、ただ、実際に就職してみると、その障がいの特性によって合わないということも一定程度出てきますので、そういったところで、受皿としては用意はするけれども、実際に就職すると、なかなか難しい面が見えてくるというところは現状なのかなというふうに考えております。

そういったところもありまして、こういった就労選択支援事業ですとか、あるいは今、委託で、就労相談支援センターのほうも委託して運営しておりますので、そういったところの相談も増えておりますので、そういったところで就職にうまくつなげていければなというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これは、新しい事業として始まって、今後継続していくことによって、その成果がどう表れるのかというところはまだ未知数なわけですね。了解しました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 民生委員と児童委員の改選時期で、半数が改選となると、そういう予定であるということなのですが、この辺の民生委員・児童委員の課題といたしますか、近所からも、探しているけれどもなかなか該当する人が、次の方が見当たらないとか、そういう話を聞くんですが、この辺、行政側としてその課題といたしますか、あるいはその課題をどう克服していくかというところで、社会福祉課長の考え方はこの辺どうなんでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 来年度の改選に向けて、今現在、自治会のほうに推薦の依頼をしているところでございます。やはり、その中でもなかなか成り手が見つからないというような声は多数聞いておりまして、ただ、現在、羽生市の定員109名のところ2名の欠員が出ている状況です。近隣に比べると、充足率のほうは高いかなというふうには考えているんですが、やはり高齢化等もありまして、なかなか見つからないというところで、国のほうでもこのあたりを考慮しまして、年齢要件の緩和等を行なっているところでございますので、ただ、それでは根本的な解決にはならないかなというふうには思いますので、今後ちょっと自治会等と協力しながら見つけていくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

昆委員。

○昆 佳子委員 手話の普及促進というところで、61ページですかね、あるんですけども、手話講座をやっていただけるということで、すごく私もうれしいなと思うんですが、その手話講習会を、手話の普及を促進するに当たって、何かそういう市民からの声が、要望が強かったのかと、あと手話講座の今後のスケジュールみたいなのがあれば教えていただければと思います。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 手話の講習会なんですが、市民のほうからそういう要望があったとか、そういうところは、要望等はございません。

それで、今年度につきましては、11月から2月にかけて行なっておりまして、20回程度の開催回数となっております。来年度につきましては、5月から開始しまして、5月から12月まで、今のところ46回の開催を予定しております。予算のほうをかなり増やしまして、ちょっとここは充実させて行なっていきたいと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 1回に何名ぐらい集まるんですか。結構増やされているので、本年度は、結構1回の受講者というのが多いということなんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 講座につきましては、募集のほうは20名を予定しております。ただ、今年度実施した講座につきましては、12名の参加がございました。

以上です。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 手話講座を受けた受講者の、何かそれぞれ、やっぱり自分で手話をまた継続して取得して、何か講師になるとか、そういう道筋というのか、そういう計画みたいなものというのは市として考えていらっしゃるのでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの理想としましては、そこまでだんだんステップアップしていただければというふうには考えておりますが、手話というのもなかなか難しいものでございますので、今年度受講された方に、来年度もありますので、充実した内容となりますので、また引き続き受けてくださいというようなことは申し上げておりまして、受講した方の中には、手話サークルのほうに入るような意向を示されている方もいらっしゃると思いますので、そういった形で今後発展していただけたらというふうに考えております。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 60ページの、最初のほうに説明があった生活困窮者の子どもの学習支援業務委託料204万円なんですけれども、この予算は対象者は何人ぐらい見込んでいて、何人ぐらい支援を受けると想定したのか、お伺いいたします。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの事業につきましては、40名の参加を想定して、予算のほうは計上しております。今年度につきましては、現在申請自体は38名あったんですが、実際に参加しているのは32名ということで、今後、もう少し参加者を増やせるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、対象者自体はどれぐらいかというのはあるんですかね。何か、どれぐらいを見込んでいて、十分対象者がみんな来ても大丈夫な予算になっているかどうかというのを確認したいです。どうなんでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 なかなか対象者となると、明確な対象数というものはないんですが、今年度もなかなか参加が伸びなかったところがありますので、児童扶養手当の通知の際にチラシを入れていただいたりですとか、そういったところで少し対象者への周知のほうを図っているところでございます。そういった方が全員来るというのはなかなか難しいのかなと考えておまして、予算のほうは実績に基づいて計上しているところでございますので、もしここから大きく参加が増えるということであれば、ちょっとそのあたりは考え直していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 分かりました。

もう一点いいですか、別の質問です。81ページの12節委託料の中に、生活保護システム等保守委託料というのが903万6,000円と予算になっているんですけども、令和6年度のときは401万円とかで、500万円くらい上がったんですよね。この内容、何で上がったかをお伺いいたします。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長　こちらは、データのシステムの標準化の作業を進めているところでございます。来年度、7月から運用が開始される予定となっております。その中で、システムを見直したことによって、少し使用料が上がったというところと、それからガバメントクラウドのほうの利用が今後必要になってまいりますので、そことつなげる回線の利用料ですとか、そういったものが上乘せされて、今回大幅な増額というふうになっております。

以上です。

○西山丈由委員長　柳沢委員。

○柳沢　暁委員　結構、400万円から900万円ぐらいで、すごい高額になるんですね。かなり負担が増えるということ、プラスAWSクラウドサービス利用料が380万円ぐらいで、合わせるとかなりの高額になって、これは妥当なのかどうなのかとか、これはもう仕方がないのか、これはどういうことなのか、ちょっとその辺をお伺いいたします。

○西山丈由委員長　社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長　こちら、システムの標準化の流れの中での形になっておりまして、なかなか市としては、これに対応していくしかないのかなと思っているところがございます。ただ、利用料は確かにかなり高くなってきてしまっているような状況にあります。

ただ、これまで独自のサーバーを用意して、そちらを購入しての対応だったんですが、今後はシステム会社のほうもそういった対応は難しいということで聞いておりまして、今回のAWSというのはアマゾンのほうのウェブサービスということで、こちらは報道等でも高いというようなことは言われておりまして、ただ、このAWSでしかシステムのほうに対応できないというところがございますので、なかなか選択肢がないというところが現状でございます。

これにつきまして、今後は企画課とも相談しながら、ちょっと対応は考えていければというふうには思っております。

以上です。

○柳沢　暁委員　分かりました。

○西山丈由委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休 憩

午前 11 時 40 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 号、国保年金課所管部分について、国保年金課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席職員を紹介いたします。後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤昌英国保年金課長 それでは、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

今、画面のほう、国保年金課所管部分についてお開きしているところでございます。

65 ページ、今お開きしております。

説明欄の◎国民年金事務一般経費 130 万 4,000 円ですが、1 節報酬から 1 1 節役務費までは、国民年金の加入資格異動等の事務に要する経費です。前年度に比べまして 1 万 9,000 円の増となっております。要因は、郵便料単価の増額が主なものとなっております。

なお、こちら、前のページ、1 個前の 64 ページになりますが、一番下のところです。こちらに特定財源がございまして、国民年金事務委託金として国庫支出金 1,123 万 6,000 円、全額のほうが計上されてございます。

ちょっとページを進めまして、67 ページのほうを今お開きしております。

説明欄の下のほう、右下になります◎後期高齢者医療事業をご覧ください。

27 節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金 8 億 5,191 万円は、市が負担する医療費、保険基盤安定負担金及び事務費に係る金額の合計でございます。前年度比較で 3,536 万 6,000 円の増となっております。こちら要因は、後期高齢者医療の

人口の増大に伴いまして、医療費が増えておりますので、今年度、ここが要因となっております。

なお、こちらの繰出金につきましては、明日ご説明申し上げます後期高齢者医療特別会計の一般会計繰入金と一致してございます。

こちらにつきましても特定財源がございまして、ちょっとページを戻らせていただきます。まず、65ページのこちらの真ん中辺りのほうです。県費で後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、こちらの繰出金のうち、保険基盤安定繰出金分に対しまして、この4分の3を県が負担してございます。

次のページにまいりまして、こちらの特定財源の一番下のところになってございます。後期高齢者健康診査委託金、こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託金になっております。

またちょっと、67ページのほうに戻らせていただきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業15万5,000円をご覧ください。本事業は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものです。国保年金課が実施しております保健事業、高齢介護課が実施しております介護予防事業、健康づくり推進課が実施しております健康増進事業をそれぞれ連携させることで、高齢者一人一人が健康で自立した生活が送れるよう、高齢者の介護予防健康づくりに取り組むといったものでございます。

主なものにつきましては、次のページ、68ページをお開きしております。

一番下のところになります。12節委託料、講師等委託料11万8,000円は、百歳体操の場等に派遣します専門職の講師委託料12日分と、健康状態不明者を訪問する際に同行を依頼する専門職員への委託料5日分でございます。こちらも特定財源ございまして、こちらは今66ページ、下から2つ目になりますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金15万5,000円ということで、こちらも全額が後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

また、ページ行ったり来たりで、68ページに進ませさせていただきます。

4項国民健康保険事業費、説明欄の◎国民健康保険事業、こちらをご覧ください。

27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金3億7,366万4,000円は、国保特別会計の財政支援措置として繰り出すものです。こちら前年度と比較しまして2,074万5,000円の増になってございます。主な要因は、国保税改定、12月

の議会で出させていただきましたが、こちらの結果、基盤安定負担金繰出金が増えましたので、こちらが要因となっております。

こちらにつきましても、やはり明日の国保特別会計の他会計繰入金と一致してございます。

こちら、特定財源につきましては、左のところにあります。国保特別会計繰出金のうち保険基盤安定繰出金、それから未就学児均等割保険税繰出金、産前産後保険税繰入金について2分の1が国の負担となっているものがありまして、こちらが上の段、（国）となっているほうの4, 778万6, 000円でございます。下のほうは、こちらは県費になってございまして、合計としては1億4, 094万2, 000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 では、国保年金課の重点施策があればお伺いいたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課の一般会計分につきましては、先ほど申し上げました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、こちらが重点施策となっております。健康福祉部の各課の事業を連携させることで、高齢者一人一人が健康で自立した生活を送れるよう、介護予防、健康づくりに取り組もうといったものでございます。

令和7年度につきましては、介護の圏域、3つ圏域を分けて、西・東・南となっている部分の南のほうを対象にしたいと考えておりまして、今のところ手子林でちょっとできればなという、今、計画を立てているところです。

事業内容につきましては、大きく2つに分かれておりまして、1つは百歳体操の場などで広く健康教育を行う、ポピュレーションアプローチと言っているんですけども、事業。それから、もう一つは、健康状態が分からない、お医者さんにかかっていないとか、健診も受けていない、あと介護認定とかも特に受けていないというような、そういった方で、本当にこの人が健康なのかどうか分からないという健康リスクのある方を訪問して、本当に支援が必要なのかどうかというのを確かめていく、そういった事業になってございます。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分 休 憩

午前 11 時 49 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 号、高齢介護課所管部分について、高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢介護課長の本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席する職員は、高齢福祉係の間篠です。

○間篠雄介高齢福祉係長 間篠です。よろしくお願いいたします。

○本間陽子高齢介護課長 よろしくお願ひします。それでは、着座にて説明させていただきます。

参考資料の 1、令和 7 年度羽生市一般会計特別会計予算説明書のうち、現在 65 ページをお開きしております。

第 3 目老人福祉費より高齢介護課所管になりますので、そちらから説明をさせていただきます。

ページ移りまして、次のページ、66 ページをお開きしております。

老人福祉一般経費、こちらの主なものについて申し上げます。

なお、こちらの事業に対しましては、特定財源にございます上から 5 番目のグループホーム（もくせいの里）家賃 280 万 5,000 円を充当しております。

第 14 節もくせいの里工事請負費ですが、こちらはブロック塀が大谷石の部分がありまして、今後大きな地震があった場合、倒壊するおそれがあるため、改修をするものと

なっております。

続きまして、第18節負担金補助及び交付金の敬老祝金交付金859万円ですが、77歳、88歳、99歳になる方へ長寿を祝福するために贈呈するものとなっております。祝金額は、77歳が5,000円、88歳が1万円、99歳が2万円となっております。

続きまして、下のほうの生活支援事業に移ります。こちらの主なものですが。この事業は在宅で生活されている高齢者の方への生活支援となっており、介護保険の対象ではない市独自の事業に係る経費となっております。

下の第12節委託料のうち、上から3つ目、配食サービス事業委託料258万円、こちらは独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、見守りを兼ね、週1回お弁当を配達するもので、4,400食分を見込んでおります。

続きまして、その下、緊急通報業務委託料408万7,000円になります。こちらは、慢性疾患をお持ちのお独り暮らしの高齢者からの緊急コールに対応する通報業務委託で、218台分を見込んでおります。

次に、67ページに移ります。

介護予防生きがい活動支援事業のうち、主なものについて申し上げます。

なお、こちらの事業につきましては、先ほどの65ページの特定財源欄の上から3項目め、介護予防生きがい活動支援事業費補助金88万7,000円が充当されております。

では、67ページに戻ります。

第18節の老人クラブ補助金296万円ですが、老人クラブ連合会運営補助金と、各地区の単位クラブ64か所への補助金となっております。

次に、老人援護事業についてです。

こちらの特定財源についてですが、少し移動いたします。66ページに移動いたします。

特定財源、上から3つ目、老人措置費負担金985万7,000円が充てられます。

戻ります。第19節扶助費のうち、老人措置費8,222万1,000円は、養護老人ホームへの入所者に係る措置費となっておりまして、清和園が27名、加須市にありますあいせんハイムに3名、延べ30名分の措置費となっております。

続きまして、社会福祉施設整備助成事業の8,873万2,000円についてですが、

第9期介護保険事業計画の地域密着型サービス基盤の整備計画に基づきまして、民間の事業所が認知症対応型共同生活介護施設、グループホームですね、こちらと定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備するに当たり、県の補助金を活用するものとなっております。

なお、この事業には、ちょっと動いて申し訳ございません、特定財源、65ページにございます一番下2つ、県の補助金が充当されます。

では、また戻ります。次は、68ページに移動いたします。

第5目老人憩の家費ですが、こちらは手子林と井泉にございます老人憩いの家の管理運営に要する経常的な経費となっております。

最後に、69ページをお開きいたします。

こちらが、第6目介護保険費となっており、説明欄の中ほどの介護保険事業の第27節繰出金8億48万円は、介護保険特別会計の市負担分で、前年比で4.4%増となっております。

大きく移動しまして、209ページに移動いたします。

令和7年度羽生市介護保険特別会計予算の歳入歳出予算、歳入のページに今移動させていただきました。

こちらにあります第6款繰入金、第1項一般会計繰入金8億48万円が、先ほどの市負担分の受入れとなります。

なお、こちらの詳細につきましては、あさって13日の介護保険特別会計予算説明の際、改めてご説明させていただきます。

また、69ページに戻らせていただきます。

こちらの事業に対しての収入ですが、特定財源にございますとおり、低所得者保険料低減負担金などの国庫負担金と、県の負担金が充当されます。

以上で令和7年度羽生市一般会計予算のうち、高齢介護課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山文由委員長 暫時休憩します。

午後の会議は1時から行います。

午前11時57分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 高齢介護課の重点施策をお願いします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 来年度の重点事業としまして、まず、もくせいの里のブロック塀の改修工事がございます。こちらが、通学路沿いの塀は以前改修は済んでいるのですが、大谷石である西側と東側の改修がまだ済んでおりませんでしたので、こちらを国の補助などを使って改修する予定となっております。

また、引き続き各種、高齢者生活支援サービスの提供は行なってまいります。それと、自立した生活が難しく、養護が必要な高齢者を養護老人ホームに一時的に宿泊させる生活管理指導、短期宿泊事業がございますが、こちらを利用した方に対しまして、一律今まで食事代、宿泊費として480円をご負担いただいておりますが、こちらが長年見直しを行われておりませんでしたので、今年度見直しを行いまして、生活保護の方は600円、その他の方は1,700円ということで負担をしていただき、その分、市の負担の軽減を目指しております。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。いいですか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 単純な質問であります。68ページ、老人憩の家費の中で、説明欄に負担金補助及び交付金、防火管理者講習会負担金と、こういう項目がありますけれども、本来、この防火管理者の講習会負担金というのは老人憩の家費のほうで負担金として項目を、項目というか、老人憩の家管理運営事業の一部にすべきなんではないかな。消防関係というふうには一般では受け止められているわけですが、どうなんですか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 こちらの防火管理者講習会というのが、施設を管理する上で必

要なものになっておりまして、担当のほうで管理者の講習のほうを受けております。ただ、年度が替わりますと、担当が交代して変更になったりしますので、持った者が異動してきた場合は要らないのですが、各施設ごとにこちらの防火管理者というのは必要になりますので、管理者の資格を持っていない者が異動した場合は、取り直して、取っていただくということで設定をしております。

以上でございます。

○丑久保恒行委員　そういうことね、分かりました。

○西山丈由委員長　ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員　敬老祝金についてですけれども、これ、見直しの議論とかというのはなかったでしょうか。

○西山丈由委員長　高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長　今年度中に見直しのほうの提案をさせていただきまして、10月3日に調整会議、10月28日には経営会議のほうに諮らせていただきましたが、結果、来年度につきましては、現行どおり計画するということで決定いたしました。以上です。

○西山丈由委員長　中島委員。

○中島直樹委員　その見直しの提案というのは、減額という意味でよろしいですか。

○西山丈由委員長　高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長　今回の見直しは、減額ではなく、配布方法について提案をさせていただきました。今は民生委員さんが手渡しで全員のお宅を回っておりますが、夏の高温がございまして、それが9月、10月も気温が高い日が最近が続いておりますので、方法をちょっと変えさせていただきたいという提案を今年度はさせていただきました。以上です。

○西山丈由委員長　中島委員。

○中島直樹委員　それが通らなかったというのはどういう意図なんですかね。

○西山丈由委員長　高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長　高齢者の方の見守りも兼ねているお祝金の配付でもありましたので、お顔を見て、元気であるかということもやはり見ていただく必要があるだろうということで、現行どおりとなりました。

以上でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 百歳体操は、まだない地域があったりとかというのがありますよね。それを来年度、新しくできたりとかという話とかというのはありますか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 いきいき百歳体操に関しては、あさっての介護保険のほうでも改めて説明させていただきますが、来年度は、ここが立ち上がりそうだということは、今のところ予定はございませんが、まだ空白地帯等はございますので、一応今年度、全地区、9地区、三田ケ谷公民館でスタートできることになりましたので、来年度はそれ以外の要望とかがあるか、自治会の皆さんに聞きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員 じゃ、その辺はまた改めて。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時05分 休 憩

午後 1時07分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、こども家庭課所管部分について、こども課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども家庭課長の稲田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、同席する職員は、こども家庭係長の大塚でございます。

○大塚恵一こども家庭係長 大塚です。よろしくお願いいたします。

○稲田信一こども家庭課長 それでは、恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、こども家庭課所管分について順次ご説明申し上げます。

ご覧いただくページは、参考資料1、羽生市一般会計予算説明書の70ページになります。

子育て支援関係経費1,928万4,000円の主なものについて申し上げます。

1節報酬344万6,000円につきましては、主に会計年度任用職員の報酬として、家庭児童相談員2名の給与でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を活用いたします。続きまして、71ページになります。

12節委託料380万3,000円の主なものについて申し上げます。

子育て世帯訪問支援事業委託料161万7,000円につきましては、児童虐待のリスクの未然防止を図るため、要保護児童対策地域協議会で管理する児童や特定妊婦等の家庭に対して、訪問による家事支援等を行う事業者への委託料でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県すくすく子育て支援事業費補助金等を活用いたします。

続きまして、13節使用料及び賃借料112万5,000円につきましては、児童虐待のリスクのある管理対象児童等の情報を管理する要保護児童システムの使用料でございます。こちらの財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を活用いたします。

続きまして、18節負担金補助及び交付金635万7,000円の主なものについて申し上げます。

補助金のうち、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金598万円、こちらは、ひとり親の方が就労に必要な資格を取得するための訓練期間中に給付金を支給するものです。財源としましては、国の母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用いたします。

続きまして、73ページになります。

子ども医療助成費等関係経費2億1,824万9,000円について申し上げます。

次のページになります。74ページ、12節委託料647万円につきましては、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費について、埼玉県国民健康保険団体連合会及び社会

保険診療報酬支払基金が保健医療機関等に支払う金額の審査及び支払業務に係る委託料でございます。財源としましては、県の子ども医療費補助金及びひとり親家庭等医療費補助金を活用しております。

続きまして、１９節、その下になりますが、扶助費２億８８９万円について申し上げます。

子ども医療助成費１億８，０００万円につきましては、１８歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成するものでございます。財源としましては、県の子ども医療費補助金を活用いたします。

その下、ひとり親家庭等医療助成費２，３００万円につきましては、ひとり親家庭の親と１８歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成するものでございます。財源としまして、県のひとり親家庭等医療費補助金を活用いたします。

その下、未熟児養育医療助成費５８９万円につきましては、身体の発育等が未熟なままで生まれた乳児の治療に必要な医療費のうち、市の負担分でございます。財源としましては、国及び県の未熟児養育医療費等負担金を活用いたします。

続きまして、７４ページ下段になりますが、児童手当等関係経費１２億１，７５３万９，０００円について申し上げます。

こちらの経費は、児童手当及び児童扶養手当の費用とその支給に関わる事務的な経費でございます。

次のページ、７５ページになります。

主なものとしましては、１９節、１２億１，４５６万６，０００円、児童手当と児童扶養手当の合計の支給額でございます。

続きまして、衛生費になります。

ページとしましては、８５ページになります。

８５ページの下段になります。母子保健衛生総務一般経費３６０万８，０００円、こちらの主なものについて申し上げます。

次の８６ページになりますが、１８節負担金補助及び交付金３３７万２，０００円の主なものについて申し上げます。

補助金３３７万円のうち、母子愛育会連合会補助金６１万円、こちらは母子衛生の向上及び市民の健康増進に資することを目的として活動する羽生市母子愛育会連合会への補助金でございます。

その下、不妊治療費助成金250万円は、不妊治療をしている夫婦に対して医療費の一部を助成するものでございます。

続きまして、母子健康教育事業21万8,000円の主なものにつきましては、12節委託料16万8,000円、保育所等で歯科保健指導を行う歯科衛生士の派遣委託料12万円及び両親学級にて妊婦とその家族に栄養指導等を行う栄養士と歯科衛生士の委託料4万8,000円でございます。

続きまして、88ページになります。

出産・子育て応援事業3,261万7,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料340万7,000円につきましては、子育て世代相談支援事業委託料250万9,000円、こちらは、妊娠・出産・子育て期を通して切れ目のない支援を行うため、妊産婦等に対し、助言や面談等を行う助産師1名の委託料でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金と埼玉県利用者支援事業補助金を活用いたします。

その下、産後ケア事業委託料89万8,000円は、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を委託する助産師、医療機関への委託料でございます。財源としましては、国の子ども・子育て支援交付金と埼玉県利用者支援事業補助金を活用いたします。

続きまして、19節扶助費2,815万円、こちらにつきましては、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援のため、妊婦1人につき5万円及び妊娠している子ども1人につき5万円を給付する妊婦のための支援給付金でございます。財源としましては、国の妊婦のための支援給付交付金を活用いたします。

続きまして、小児予防事業1億4,650万円の主なものについて申し上げます。

89ページになります。

12節委託料1億4,510万8,000円の主なものにつきましては、予防接種法に基づく小児定期予防接種の実施に係る各医療機関への委託料1億2,930万2,000円及び子どもを対象とした子育てインフルエンザ予防接種に係る各医療機関への委託料1,495万6,000円でございます。

続きまして、母子健康診査事業4,024万7,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料3,758万8,000円の主なものにつきましては、妊婦一般健康診査

委託料 2,650万7,000円は、妊婦及び胎児の健康状態を把握し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療の提供ができるように行う妊婦の健康診査を実施する医療機関への委託料でございます。

続きまして、乳幼児健康診査委託料 564万6,000円は、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診を実施する医師や歯科医師等への委託料でございます。

赤ちゃん訪問事業委託料 133万4,000円は、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問して、相談・助言等支援を行う助産師への委託料です。財源としまして、国の子ども・子育て支援交付金及び埼玉県乳児全戸訪問事業等補助金を活用いたします。

その下、新生児聴覚検査委託料 140万円、こちらは、新生児の聴覚障がい早期発見及び早期療育を図るために行う聴覚スクリーニング検査を実施する医療機関への委託料でございます。

続きまして、産婦健康診査委託料 175万円は、産後うつ予防や新生児の虐待予防を図るため、出産後、おおむね1か月に産婦が受ける健康診査を実施する医療機関への委託料でございます。令和7年度からは、助成を1回から2回に拡充いたします。財源としましては、国の母子保健衛生費補助金を活用いたします。

18節負担金補助及び交付金 175万5,000円の主なものについて申し上げます。

次のページになります。補助金 173万円のうち、1か月児健康診査支援事業助成金 112万円、こちらは医療機関で1か月児健康診査を受診した費用を助成するものでございます。財源としましては、国の母子保健衛生費補助金を活用いたします。

続きまして、母子健康相談事業 217万4,000円の主なものについて申し上げます。

12節委託料 201万2,000円の主なものとしましては、発達相談業務委託料 197万6,000円でございます。こちらは、発達の遅れ等、支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、臨床心理士や理学療法士、言語聴覚士が集団教室や個別相談等において専門的な指導や助言による支援を行う業務でございます。

以上で子ども家庭課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 こども家庭課の重点施策についてお伺いいたします。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 子ども家庭課の令和7年度の重点事業としましては、当初予算の概要にも載せさせていただいていますが、まず児童手当等支給事業を上げております。家庭等の生活の安定や次代を担う児童の健やかな成長に資するための児童手当及び児童扶養手当を支給するもので、今年度、児童手当、児童扶養手当ともに制度改正がございました。額の拡充や対象者の拡大等がございましたので、来年度も引き続き滞りなく適正な支給に努めてまいります。

もう一つ、主に母子保健系の分野になりますが、出産・子育て応援事業ということで、全ての妊産婦が安心して妊娠・出産期から子育て期まで過ごせるように、切れ目のない相談及び経済的支援を行うということで、具体的には産後ケア事業や妊婦のための支援給付金事業等を行うとともに、先ほども申し上げました産婦健診の助成を、来年度は1回から2回に拡充をいたすものでございます。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 予防事業のところの委託料のところ、87ページ、コロナワクチンの定期予防接種委託料が1,988万7,000円。

○稲田信一こども家庭課長 新型コロナにつきましては、健康づくり推進課で。

○川田真也委員 健康づくり、ごめんなさい。じゃ、大丈夫です。その次にいきます。

带状疱疹も健康づくりですね。

○稲田信一こども家庭課長 はい。

○川田真也委員 すみません、勘違いしました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 71ページの補助金です。ひとり親家庭自立支援教育訓練事業補助金、その下のひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金、これは何人を想定しているんでしょうか、それぞれ。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 まず、上のひとり親家庭自立支援教育訓練事業補助金、こち

らにつきましては、内容としましては、ホームヘルパーや医療事務等の資格を取得するために、通信教育等を行う場合にかかる費用に対する助成ということで、実績としましては、今年度1人、今のところ受けております。過去の実績等も踏まえまして、来年度は2人分予算計上しております。20万円ということです。

続きまして、その下のひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金、こちらにつきましては、職業訓練中の生活等に係る給付金を出すものでございまして、こちらも今年度は今看護師の学校に通われている方が1名、受けております。こちらも過去の実績等を踏まえて、来年は5人分を見込んでおります。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これも何か、分かっているようで分かっていないところがあるんですけども、私自身がね。これって、やはり職業、自立した、収入を得るための資格を取るんであって、その資格の種類というのは、これとこれとこれとこれと、具体的にありますか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 ひとり親家庭の自立支援、通信教育等の事業のほうなんですけれども、主に、ホームヘルパーや医療事務等の資格取得ということでありまして、対象となる講座がある程度決まっております、そちらの講座を受けると対象になるということになります。今年度、1人受けた方は、介護福祉士養成講座、あとは残念ながら令和5年度は実績がなかったんですけども、令和4年度はパソコン関連の資格を取られたという方もいらっしゃいました。

職業訓練、こちらのほうも対象資格等がございまして、具体的には看護師や保育士、介護福祉士や理学療法士など、令和3年度からはデジタル分野の民間資格も対象拡充ということで、例えばウェブクリエイターの認定能力試験とか、デジタル関連の民間資格も対象になっております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 生活を安定させるために、収入を得るということ非常に重要なことなんですけれども、羽生市ではこういう補助金がありますよというような周知の仕方に、先ほどの昨年は実績は少なかったとかというのがありますけれども、その辺の周知のほうは問題なくできていますか。それとも、来年度、7年度、こんな改善をするということ

があったら教えてください。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 周知につきましては、当然のことながら広報、ホームページ等はもちろんのことなんですが、一番直接的に対象者の方に訴えかけられるのは、ひとり親の方への支援ですので、何らかのご事情でひとり親になられた場合で、お子さんがいらっしゃる方は必ず児童扶養手当やひとり親家庭等の医療助成の申請のために、こども家庭課の窓口にはいらっしやいます。その時点で、これらの事業につきましては、チラシ等を直接お渡ししてご説明申し上げて、周知を図っておるところでございます。

あわせて、ハローワークや社会福祉課でやっている就労支援等にも、こういった事業があるということをお伝えをして、案内等もお願いする形でやっております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 なかなか個人のプライバシーというか、家庭のことに踏み込まざるを得ない状況だと思うんですね。それがゆえに、ちょっとなかなか職員のほうも、行政のほうも遠慮してしまう。遠慮してしまったがゆえに、周知できなくてというようなことがないように、今、こども家庭課と、あとハローワーク等とかというお話がありましたけれども、しっかりやっぱ横のネットワークも、縦割り行政にならないように、横のネットワークもしっかり取っていただきたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども家庭課としましては、今、中島委員のおっしゃられたとおり、そこはしっかりとやっていきたいと思います。あわせて、関係機関とも連携等を今までどおり図っていきながら、確実に支援が必要な方にお届けできるようにしていきたいと思います。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 73ページなんですけれども、これ、子ども・子育て支援事業は大丈夫ですよ。工事請負費の児童遊園、建設課へいっちゃう、そっちへいっちゃう、分かりました。じゃ、また。

この辺ちょっとね、難しくはないんですけども、ちょっとそうなんじゃないですか。昔の健康づくり推進課とかと考えちゃうんですよ。その辺の名残がまだ頭にちょっと残っていたりとかもするんですけれども。

ちょっとすみません、これはちょっと、なかなかシステム上の問題で、なかなか過去等を事前に準備しておけやと言ったらそれまでなんですけれども、タブレットになったことによって、過去の予算を比較するのがちょっと手間がかかるようになったんですけれども、子ども医療費の関係、実際、子ども医療費は18歳まで窓口払いが撤廃になって、一息ついているような状況だと思うんですけれども、やはりこれも増加傾向、少子化は進む中なんです、増加傾向にはあるんでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 令和5年度から対象年齢が15歳から18歳に拡充されて、増えましたので、令和6年度はその2年目ということですので、令和5年度と比較しますと、決算の見込みとしましては、令和5年度の決算で1億7,900万円で行いました。

今年度の令和6年度の当初予算で1億8,000万円でありましたので、ただ、月曜日の委員会でまたお世話になるんですけれども、子ども医療費につきましては、今回3月の補正で720万円ほど増額の補正を出させていただいておりまして、その理由としましては、12月から1月にかけてインフルエンザの流行が急激に拡大した影響で、当初予算が不足するであろうということで補正を出させていただいたんですが、現時点では、皆様ご存じのとおり、インフルエンザも大分収まっておりますので、結果的には昨年度と同程度に収まってしまうのかなというところで、そういった感染症の影響によって医療費の増減がありますので、その部分の差は出るんですけれども、それ以外の部分ではそれほど変わらないというふうには考えております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 了解しました。

86ページの補助金、愛育会連合会って、これ、いわゆる俗に言う愛育班ですよ。愛育班でよろしいんですよ。

○稲田信一こども家庭課長 はい。

○中島直樹委員 愛育班がなかなか歴史ある活動、愛育班の活動というのは、どこか天皇家、皇族の関係で始まったということなんですけれども、これ、各地域にあると思うんですが、ちゃんとうまく機能はされていますかね。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 母子愛育会につきましては、今の上皇陛下、平成天皇がお生

まれになったときに、当時の昭和天皇が母と子の健康を願って、昭和８年に設立された組織でございまして、羽生の９地区に１つずつ支部がございまして、ですので、９支部ございまして、それぞれの地区で活動していて、こども家庭課としましては、その全体の９支部、集まった形で母子愛育会連合会の事務局を担っております。

それぞれの支部で、赤ちゃんが生まれたときに、赤ちゃんの誕生をお祝いするという事で、各ご家庭を訪問したり、あとは地域の見守り活動、例えば母子だけではなく、今はご高齢の方も含めた見守り活動や声かけ運動、子育て世代の交流事業ということで、イベントや行事等を自治会等と協力しながら開催しているということでございます。

各地区で様々な活動をしておりますけれども、確かに地区によっては、積極的に活発に活動をされている地区もあるかと思っております。その一方で、やはり成り手というか、担い手の不足とか、役員のご負担とかそういった部分があって、なかなか活動が活発にやられている地区ほどはできていないという地区もあるかと思っております。ただ、羽生市におきましては、各地区で、１地区に１支部ありますので、中には、自治体によっては地区ごとの活動はできず、自治体の中でまとまってやっているという団体もあります。羽生市におきましては、長い歴史の中で、息長く今もできているのかという部分ではあります。正直なところ、地区によっての差はあると思っております。

○中島直樹委員　またこの辺は、予算からずれちゃうので、また決算のほうで伺いたいと思います。

○西山丈由委員長　中島委員。

○中島直樹委員　すみません、細かなことですが、平成天皇という言い方はないです。ご存命なので、上皇様ですからね。ご存命のときは時代の元号の名前はつけませんから、その辺は日本人としてよく知っておいたほうがいいと思います。

○稲田信一こども家庭課長　ありがとうございます。

○西山丈由委員長　中島委員。

○中島直樹委員　あと、８９ページなんですけれども、金額は大きくないんですけれども、毎年あるものなんでしょうけれども、この医療廃棄物処理委託料、ここでいう医療廃棄物というのは具体的に何を言っていて、委託というのはどこに委託をするんでしょうか。

○西山丈由委員長　こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長　医療廃棄物につきましては、主に乳幼児健診で、集団健診を保健センターで行っておりますので、そのときに使った検尿したときの尿を取った袋と

か、歯科健診の鏡とか、フッ化塗布したときの綿棒とか、普通に廃棄してしまうと感染する疑いの危険のあるものを、感染性の廃棄物ということで、収集運搬・処分も一括してお願いをしております。

委託先としましては、たしか群馬か栃木か北関東のほうに持って行っていただいて、専門の場所に廃棄していただくという形でやっております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 それ、寄居の焼却場、寄居でよかったんですけど、埼玉県のでっかいのが、ホンダの工場があるところって寄居じゃなかったでしたっけ。あそこででっかいのがあって、あそこで別に医療廃棄物というので処理していましたけれども、そこじゃ駄目なんですか。県外に持っていかないと駄目なんですか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 必ずしも県外でなければ駄目ということはないかと思います。ただ、申し訳ございません、金額的にも1万9,000円という予算でございまして、今までお願いをしている専門的な業者がありますので、専門の医療用の箱に入れて、専用の容器も含めての廃棄になりますので、専門の業者にお願いをしているという次第です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 だったら、たかだか1万9,000円かもしれないですけども、やっぱり予算ってちっちゃなことの積み重ねなので、今まで当たり前のようにやっていることも、やっぱり見直していかなくちゃいけないことってあると思うんですよね。金額の多い少ないにかかわらず、やはり安く、あまり安さを追求してもいいことないですけども、でも見直せるものは、やっぱり事業として、去年そうだったからということではなく、積極的に見直して、無駄使いのないようにしなくちゃいけないというふうに、これにかかわらず、そう思うんですけども、すみません、部長、その辺、いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 市民福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 中島委員おっしゃるとおり、やはり見直すべき事業というのはあると思います。なかなか例年どおり継続しているものに対しましても、時代の移り変わりとともに見直す必要があるものがございますので、この事業に限らず、今まで同じようにやってきた経過もある事業に関しましては、やはり見直すことも必要という視点で、予算のほう、それから決算のほうも見ていかなくてはいけないと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ちょっと本題からはずれちゃう、予算審査の範疇で、担当課からはずれちゃうと思うんですけれども、すごい細かなことで、ちっちゃなことで申し訳ないんですけれども、体感的に、週末、羽生マラソンを久しぶりに走ったわけですよ。そうすると、従来どおり羽生マラソンというのはこういうもんだというのが一つの形であったわけです。中央公園でスタートして、ゴールして、参加賞があつてとか、何キロ走つてというのがあったんです。去年からでしたかね、去年スタート地点、位置が変わつてとか、今年になったらスタート位置は去年に倣ったんだけど、ハーフがなくなって、招待選手もなくなって、ゲストラランナーもなくなって招待選手もなくなってということで、どこかの機会でちょっとちゃんと伺おうと思つていんですけれども、多分予算規模としては物すごくちっちゃくなつていいる。やっぱり、そういうことって時代の変化とともにあると思うんですよね。

今、何でこんなことを言っているかと言ったら、今ちょっと稲田課長が、前年に倣つて、今までに倣つてということだったので、ぜひもう時代がそういう時代じゃないでしょうから、積極的に見直せるものは見直してという方向を、庁内全体できっとやらないといけないと思いますので、その辺はぜひともよろしくお願いします。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 ８８ページの子育て支援アプリというのが、令和６年度から新規事業でありました。ダウンロード数とか、利用者の数とか、利用者の声とか、効果というのがどうなのか。新しい事業ということで、まだ年度の途中ですけれども、どうなのかというのを伺います。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 子育て支援アプリにつきましては、令和５年７月から導入したのになります。登録数につきましては、令和７年１月末になるんですけれども、現在６６１人の登録数になっております。令和５年度末が４６７人でしたので、１９４人の増ということで、一定程度の増はしているということで、周知は図れてきているのかなと考えております。

アプリでプッシュ型の情報発信ということで、主に母子保健に関する情報、子育て支

援に関する情報を送っておりまして、その部分に関しても、必要な方に直接発信できているということで、効果は出ているのかなと考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何か、アプリ自体はすごい便利でいいものだとか、そういう声とかは特に聞いていないですかね。便利なのかどうかのとか、これは継続したほうがいいのかとか、その辺を判断するにはやっぱりそういうのが必要だと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 予防接種のスケジュール等を、自分で入力する形にはなるんですけども、スケジュール管理ができたり、そういったところで予防接種の接種忘れの防止等にもつながるということで、便利で効果はあると思うんですけども、具体的に利用者の声を広く拾っていることはしておりませんので、分からない部分はあります。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 便利ならやっぱり継続したほうがいいんですけども、そんなに使われていなければ、やっぱり廃止も考えなきゃなのかなと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 実際、どのように管理をしているかまでは、こちらでは把握はできないですので、そのところの評価は、申し訳ないですが、できていない状況ではあるんですが、こども家庭課としましては、今後も引き続き、まだ入れたばかりでもありますので、登録者数が実際増えていることを考えますと、やっていく効果はあると考えております。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

昆委員。

○昆 佳子委員 86ページの不妊治療費助成金なんですけれども、これ、昨年度は何名ぐらいの方がご利用されたのでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 不妊治療費助成金につきましては、令和5年度は実人数で29人の方、延べで53件の実績がございました。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 同じ方がやっぱり毎年何回か申請というか、利用されるということでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 1人のお子さんに対する不妊治療として、通算で、年齢によって差があるんですけれども、40歳未満の方だと通算で6回受けられます。40歳から43歳未満の方は、1人のお子さんに対して、通算で3回ということになっていて、申請を1年度の間にしたらまとめて、例えば1年度分をまとめて年度末に申請して、それで1回というカウントもすることができますので、実際にまとめて申請される方は年度をまたがってやられますし、その都度、その都度、年度内に何回か分けての申請という方もあります。今そこまでの細かいものはないんですけれども、そのような制度になっております。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 これは、実際不妊治療をされて申請をされる、もしくは最初に何か相談とかがあって、不妊治療の助成を扱いますよということをお教えするということもあるんでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 申請につきましては、かかった治療費に対して助成をするという形になりますので、領収書をもって申請という形になります。

事前の相談も電話や窓口等で、個別になりますけれども、助成制度があるかどうかという問合せはございます。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

中島委員。

○中島直樹委員 というと、今の流れでというと、この金額で250万円というのは、なかなか何人とかという想定では難しいわけですね。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 すみません、そうですね、件数で見込んでおります。延べで

すけれども、50件程度を見込んで、この金額を出しております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これ、傾向としてはどうなのでしょう。横ばいで来ているのか、申請の件数が増えている傾向にあるのか、減少傾向なのかというのは、どんな感じなのでしょう。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 令和5年度で53件、前年の令和4年度で55件です。今年度は、2月末の時点で30件でございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、年度でまとめた申請が可能なので、毎年この年度末に駆け込んで申請が増える傾向がありまして、実際のところ増えております。結果的に、恐らく昨年度並みになると考えております。減ってはいないですけれども、急激に増加ということでもないと思います。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 この辺の予算については、不妊治療を受けている方にしてみたら、これは多いにこしたことはないんですが、実際行政としても、あくまで助成金なんであって、全てをとるところもあるのかな、実際は。自治体によってはあったりとかするのかもしれないですけれども、周知のほうも問題はないですね。

受けない人が、不妊治療をしている人が助成制度があるのを知らないというようなことは、ないかどうかと課長に聞いても、漏れのないように努めていらっしゃるのか、確認させてください。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 漏れのないように努めております。

不妊治療を考えていらっしゃる方は、そういった意識をしっかり持たれている方ですので、自ら情報を取りに来られる方かと認識しております。電話での問合せ、先ほど申し上げましたが、不妊治療に関しての問合せはありますし、世間一般にも不妊治療に関しての情報等も広がっておりますので、自治体が助成をやっているところも多いという話もあると思いますので、市のホームページ及び問合せ、医療機関に相談する等をやられて、手続にいらしていると思いますので、漏れがないと思っております。

○中島直樹委員 了解しました。

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、本当にちょっと小さいところなんですけれども、ちょっと気になったので教えていただきたいんですけれども、８８ページで、出産・子育て応援事業のところで、モバイルWi-Fiルーター通信料７万６，０００円と出てくるんですが、これ、何に使うんですか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こちらにつきましては、赤ちゃん訪問等をする際に、助産師がこのモバイル端末を持参して、例えばホームページや動画でいろんな情報をお見せしたり、例えば外国籍の方であったら、話すよりは目でイラストを画面で見えていただいたほうが分かりやすい場合がありますので、そういったときに使うモバイルのルーターということでございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 訪問される方は、市役所支給というか、行政の契約しているスマートフォンとかというのを持っていないんですか。連絡用の。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 特別な、市で契約している、そういった通信機器等はございません。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

持っているのであれば、スマートフォンでデザリングさせて通信できるんですけれども、ないとなると、やっぱりルーターが必要になるかと思いますので、分かりました。納得いきました。

○西山丈由委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後 １時５２分 休 憩

午後 ２時０３分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。児童保育係長の高田でございます。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 よろしくお願いたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算書及び予算説明書参考資料1、72ページをご覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、児童保育課所管分について順次ご説明申し上げます。

初めに、第1目児童福祉総務費、民間保育所助成事業について申し上げます。

予算額1億3,642万9,000円、第18節負担金補助及び交付金でございます。そのうち、負担金の新卒保育士就職準備金貸付事業負担金は、埼玉県が実施する新卒保育士就職準備金貸付事業を活用し、市内保育施設等に就職した新卒保育士に対し、保育等事業者を通して20万円の貸付けを行うものでございます。

また、補助金1億3,592万8,000円につきましては、民間保育所の運営に当たり必要な事業について、これまでどおり主に国・県からの財源を有効に活用し、それぞれ実施施設の実績に応じて補助をするものでございます。

続きまして、地域子育て支援拠点事業につきましては、市民プラザ内にあるこどもひろばの運営経費となっております。

その主なものは、会計年度任用職員6名の任用に係るもので、財源については、国の子ども・子育て支援交付金、補助率3分の1、県、地域子育て支援拠点事業費補助金、3分の1でございます。

続いて、73ページをご覧ください。

73ページの中ほどにあります子ども・子育て支援事業につきましては、市内神社の境内などに設置されております遊具の修繕料や、危険箇所については遊具の撤去を行い

ます工事請負費でございます。

続いて、74ページに移らせていただきます。

保育所措置関係経費12億7,227万8,000円について、保育所措置関係経費は、郵便料などの事務的経費、民間保育園等に対する児童運営委託料でございます。

12節委託料、児童運営費委託料12億7,200万円は、市内の民間保育園及び認定こども園、管外の保育施設に対する運営委託料で、国の児童運営費負担金、2分の1、県の児童運営費負担金、4分の1となっており、そのほか児童運営費負担金、いわゆる保育料を財源としております。

次に、75ページをご覧ください。

幼児教育関係経費4,110万3,000円について、幼稚園での保育料及び入園料並びに一定の所得までの世帯及び第3子以降の児童に係る副食費の免除に係るものなどでございます。

続きまして、次のページにわたって、児童福祉施設費につきましては、公立保育所の管理運営のための経費でございます。

76ページをご覧ください。

同ページ児童福祉施設一般経費について申し上げます。

1節報酬及び2節給料でございますが、会計年度任用職員の報酬は、公立保育所に勤務するパートタイムの保育士等9人及び児童保育係を担当する事務補助員1人に加えて、医療的ケアを必要とする子どもの受入れに対応するための看護師の報酬及び公立保育所にフルタイムで勤務する保育士16人の給料でございます。また、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費のうち費用弁償については、会計年度任用職員に対するものでございます。

なお、医療的ケア児を受け入れるための看護師の人件費は、国、保育対策総合支援事業費補助金、国3分の2、県6分の1を財源として活用をしております。

77ページをご覧ください。

12節委託料につきまして、公立保育所の清掃等業務及び給食提供業務などとともに、病児保育室運営業務に係る委託料でございます。

続いて、78ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料につきましては、メール配信システム使用料21万2,000円については、公立保育所に通園している児童の保護者との連絡ツールとし

て活用しております。

続きまして、14節工事請負費、保育所整備等工事請負費28万1,000円は、第1保育所給食室カウンター設置工事などによるものとなっております。

続いて、79ページに移らせていただきます。

第4目学童保育施設費をご説明申し上げます。

学童保育施設費では、令和7年4月より、公立学童保育室は公設民営となりまして、その委託料及び民間学童保育施設2施設の委託料でございます。

学童保育施設一般経費をご覧ください。

12節委託料、放課後児童健全育成事業委託料は、民間の学童保育事業の委託料でございます。

続いて、公立学童保育室管理運営業務委託料1億4,400万円につきましては、7施設、11支援単位の公立学童保育室の管理運営委託料でございます。

続いて、処遇改善等加算委託料580万8,000円については、委託先の学童支援員等への処遇改善費用について計上したのになります。

なお、本事業につきましては、国、子ども・子育て支援交付金及び県、放課後児童健全育成事業費補助金3分の1並びに放課後児童運営費負担金、いわゆる学童保育料を財源として活用しております。

以上で説明を終わります。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 新年度の重点施策についてお伺いいたします。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課の重点事業としましては、2点挙げさせていただきます。

1点目としまして、公立保育所運営事業になります。本年度に第6、第7保育所統廃合により、いわせ保育所を新設しております。来年度4月より開所、供用開始となる予定となっております。

2点目としまして、学童保育室の安定運営事業になります。羽生東学童保育室については、今年度準備を行い、4月より開室となる予定です。また、公設民営として公立学

童保育室の運営委託が来年度よりスタートします。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 ちょっと教えてください。今の重点施策の中でもあったんですけども、学童のところで、79ページに学童保育室整備工事請負費ということで38万5,000円あるんですけども、羽生東小の学童はもう出来上がっているはずですよね。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりです。

○川田真也委員 出来上がって、そうすると、ほかの学童保育室の工事費用にこれを使うという形で計上されているのでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 工事請負費につきましては、5万円以上の工事につきましては羽生市で工事請負をいたしますので、緊急工事としまして、5万円掛ける7施設分として、38万5,000円の計上をしております。5万円未満のものにつきましては、民間委託の事業者に請け負っていただきます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 使う予定がなくて、5万円が7回、35万円だよ。7回あるかもしれないんという意味合いで、この38万5,000円の予算を計上しているということで理解していいのでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 委員おっしゃるとおり、緊急工事として、そういう事案があった際にお支払いの用意ができるように予算化させていただいております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 使う予定がないなら、予算組みしないで、使うときに補正を組めばいいんじゃないですか。

○西山丈由委員長 暫時休憩します。

午後 2時17分 休 憩

午後 2 時 1 7 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 学童につきましては、基本的に学校施設に付随したものの学童が主になりまして、大規模な工事につきましては、学校で工事を行うことになるんですが、学童の専有部分につきましては、そういった工事が発生する場合について、緊急工事の予算を予算化しております。特に、学童で起こる修繕としましては、エアコンの故障や、水道の関係が故障するなど、毎年工事が発生しますので、あらかじめ予算化した形を取らせていただいております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 であれば、予備費か何かで、この分取っておけばいいのかなと思うんですけれども、あえて工事請負費で計上されちゃっているんで、変な話、じゃ、工事以外は使えないわけじゃないですか。予備費で入れておけば、5 万円以上工事がかかったんで、予備費から使わせてくださいという使い方が普通なのかなと思うんですが、あくまでこれは学童保育室の 5 万円以上の整備工事費用が出た場合に使うんで、これを計上して、もしも 1 回もなかったら、このまま使わずに決算でというふうに考えていいんですか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 5 万円のすみ分けについては、民間委託先と市と契約上ですみ分けをして、5 万円ということで金額を規定しておりまして、学童の工事については、緊急工事用も含めて予算化をさせていただいておりますので、工事がない場合は、この予算としてはこのまま残るような形にはなるかと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ということは、ここに 3 8 万 5, 0 0 0 円、予算で載っていますけれども、シダックスさんにそのままどーんと渡しちゃってというのは絶対ないということで理解していいんですよね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 工事については、1 件当たり 5 万円を超える部分は、市での持

分となりますので、そういったことはございません。

○川田真也委員 何かしっくり来ないんですけれども、取りあえず、1回私は。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 73ページ、児童遊園地遊具撤去等工事請負費は、これはどこの何になりますか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童遊園地の修繕につきましては、今年度、点検業務を行っておりまして、来年度はその点検で出た修繕が必要なところや、撤去が必要なところを来年度に向けて修繕等を行う予算のせております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 この撤去等に、修繕とかもこの等に含まれているわけですね。撤去じゃなくて、撤去等ですね。

だから、具体的にどこの何を撤去するという請負費ではないという理解でよろしいですか。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりです。

○西山丈由委員長 ほかに。

中島委員。

○中島直樹委員 あと、いわせ保育所が4月にオープンします、実質、先ほど休憩時間にちょっとお話を伺ったところ、引っ越しも順調に進んでいるということですから、2か所の保育所が1か所に集約されたということで、施設管理費だったりとか、その年なのでなかなか一概には言えないと思うんですが、でも職員の人件費なんかも、今までこっちとこっちに分けていたから、こっちとこっちに人が必要だけれども、だけど1か所にすることで、2つに分けていた人が1人で済んだりとかという、年齢別の組み分けであると思うんですけれども、運営費としてはどうなんでしょうか。公立の保育園の運営に限っては、幾らか下がったりとかしているんですか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 令和6年度につきましては、児童福祉施設費については3億8,853万4,000円の予算を計上しておりまして、令和7年度については、人件費も含めて3億8,679万5,000円ということで、差引きしますとマイナス

173万9,000円となっております。こちら、プラス要因も多少この中には含まれているんですが、はねの家の運営経費のほうで補助基準単価のほうが上がっておりますので、そういった部分もありますが、マイナスでの計上となっております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 あと、全国的に保育士がなかなか担い手がいないというところで、苦勞しているところもあるというふうに聞いておりますが、学童保育も今度公立から民間にいくということで、その辺の保育士、職員、保育士と言っちゃうと今あれなのかな、いろいろ就労においてのハードルが下がっている部分があるかと思うんですが、その指導員、いわゆる保育所の先生とか学童の先生とかというのは、問題なく配置できていますか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 配置上としましては、パートタイムの先生と、あとフルタイムの先生と、人数としてはパートタイムのほうは何人かお辞めになる方はいらっしゃるんですが、おおむね同じ方々に、新しい保育所も含めた運営にお手伝いいただくことになっておりまして、人数としては足りている状況となっております。

学童につきましては、新しい民間委託先にて先生方にて引き続き働いていただくことになっておりまして、また新たに雇う予定の方々も、おおむねそろってきているところではありますので、そういった意味でも保育士不足は、今、実感としてはないような状況となっております。

○中島直樹委員 承知しました。

一旦、オーケーです。了解しました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 公立の学童の民間委託のところなんですけれども、学童保育施設一般経費を見ると、1億9,053万8,000円ということで、前年度と比べると3,000万円くらい増えているんですね。それ自体は、金額自体は増えているけれども、国からの補助とか、何かそういうのがあって、羽生市の負担は結局はどういう状況なのか、増えたのか減ったのかでいうとどんな状況なのか、どんな状況になりそうなのか、伺いたします。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 学童施設費全体で見ますと、令和6年度の学童施設費全体で1億6,379万2,000円の予算が令和6年度でございまして、こちらの財源としましては、国・県、保育料、一般財源がございます。特定財源と保育料を除きますと、令和6年度の一般財源が8,798万8,000円というところではございまして。令和7年度では、学童保育施設費の全体としまして1億9,565万5,000円というところで、令和6年度と比較しまして、3,186万3,000円の増となっております。

ただ、財源のほうで見ますと、令和7年度につきましては、国・県、保育料、一般財源で見まして、一般財源のほうで8,557万9,000円ということで、令和6年度の8,798万8,000円と比較いたしますと、マイナス240万9,000円というところで、一般財源比較で見ますと、減少しているという状況でございます。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

中島委員。

○中島直樹委員 参考までに聞かせてください。ちょっと数年先を飛躍し過ぎているのかもしれないんですけども、いわせ保育所、この間、内覧させていただきました。設計図では分からなかった、実際、棟上げしてみるとやっぱりすごく大きいし、多分プロのその筋の保育士の先生たちが見たら、かゆいところに手が届いているねというような設計だったと思うんです。特に、こっちのゼロ、1歳児と2歳児、3歳児の部屋が別々だけれども、実は中でつながっているとかというの、あれもなかなか現場のことを知らない、ああいう造りにはできないなと、ステージなんかも立派でというのがあるんですけれども、少子化は著しい。先日、丑久保議員の一般質問でもありましたけれども、本当に少子化は著しい中で、これ、何回も言っているんですけども、保育所、保育園、やっぱり市立と公立のすみ分けというの必要になってくると思うんです。

私立は私立で、私立ではなかなか受入れが困難になってくるような子どもたちを公立で受けるというようなのが必要だなというような、割と何回も言っていると思うんですけども、あの立派な施設を見ると、ごくごく近い将来、そう遠くない将来、公立の保育所はいわせ保育所で1か所で、ほかは老朽化も含めて、多少地元でニーズがあったとしても、公立はいわせ保育所1か所ということも、ごくごく近い将来あり得ると思うん

ですけれども、やっぱりそういうことは行政としては想定してということなんですかね、あのいわせ保育所の開設に至っては。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 いわせ保育所の定員が65名というところで、ほかの第1、第3保育所についてはそれぞれ60名の定員でございます。

ただ、60名と言いながらも、旧基準で造られた部屋のサイズになっておりますので、なかなかそこまで、60名までお預かりというのはちょっと現実は難しそうだというところではあります。第1保育所と第3保育所はまちなかにございますので、それぞれ徒歩でしか通えない外国籍の方がいらっしゃって、第1保育所でいえば、4割以上が外国籍の方がいらっしゃっているような状況になっていきます。民間のほうに、行政区域外にあるような保育園に通う場合には、ちょっと徒歩で行けないとかという状況もあって、第1、第3それぞれ必要な位置にあるなというところで認識しているところです。

公立のいわせ保育所のほうも、場所の立地としても良い場所にありますので、ゼロ、1、2歳児の希望が結構ありまして、そういう意味では、私立の保育園、認定こども園のほうには、車があったりですとか、そういう利便性のいい場所、車の運転ができる方ですとか、そういった方々が利用するということもありますし、公立のほうを選択される方としては、移動手段の限られた方とか、あとは外国籍の方や、すみ分けが少しずつできそうだという印象はあります。

あとは、また特別に要保護対象児童という、見守りの必要な世帯の方も多くありますので、そういった意味では、そういう特別な配慮が必要な世帯を中心に、公立保育所では預かるような方向も考えていく必要があるかなという、今の現状での認識です。

○中島直樹委員 十分です。承知しました。

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、ちょっと参考までにお聞きしたいんですけれども、羽生東小学校の学童が4月1日から始まります。2教室を使って始まるということなんですけれども、先日、小学校へ行っていろいろ話が出た中で、今の5年生があと2人か3人増えると、1クラス足らなくなるらしいんですよ、羽生東小学校。そうすると、プレハブを建てて、教室を増やさないとならない。であるならば、契約上どうか分からないんですけれども、学童室を2部屋にしたり、1部屋にしたりと、そういう臨機応変な対応と

いうのは取れるんでしょうか、どうなんでしょうか。

教室が増える増えないの質問をするのも申し訳ないんですけども、その学童側の契約ってどうなっているのかなと思って、ちょっと予算と全然関係なくて申し訳ないんですけども、どんな感じになっているのかと思ひまして。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 学童保育室につきましては、教育委員会と協定書を結ばせていただいております。使わせていただく締結をしております。来年度については、条例でも定数を出させてもらっておりますが、羽生東第1学童保育室で35名の定員と、第2学童保育室で35名の定員ということで、合わせて70名の定員で確保させていただいております。教室の不足云々については、こちらではまだ、教育委員会とのほうで協定を結ばせてもらっている中では、使わせていただくというところで確認をしているところです。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 今、3月11日なので、これから今月いっぱいには3名増えると、多分間違なく教室が1つ足らなくなるという話なんですね。ただ、まあ大丈夫でしょうという話になったんですけども、今後はぎりぎりのラインでいって足らなくなっちゃうと、あらどうしようとなったと思うんで、今後いろいろそういった形で話し合いをしていただければ、私はいいかなと思いますので、意見として置いておきますので、よろしく願いしたいと思います。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時47分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、健康づくり推進課所管部分について、健康づくり推進課長に説明を求め

ます。

なお、説明は簡潔に願います。

健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日同席しております職員をご紹介します。健康づくり推進係長の齋藤です。

○齋藤知宣健康づくり推進係長 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計歳入歳出予算のうち、健康づくり所管部分につきましてご説明を申し上げます。

別冊1、歳入歳出予算説明書の84ページをご覧ください。

まず、保健衛生総務一般経費1,292万8,000円の主なものにつきまして申し上げます。

第13節使用料及び賃借料374万1,000円につきましては、健康管理システムの使用料でございます。

続きまして、第18節負担金補助及び交付金775万1,000円の主なものにつきまして申し上げます。

まず、負担金704万6,000円の主なものにつきまして申し上げます。

在宅当番医制運営費負担金131万1,000円につきましては、羽生市及び加須市において、日曜日・祝日及び年末年始において、医療を提供する事業への負担金でございます。委託先は北埼玉医師会でございます。

次に、85ページになりますが、東部北地区第二次救急医療病院運営費負担金368万4,000円及び東部北地区第二次小児救急医療負担金200万5,000円につきましては、圏域内の羽生市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の6市2町で、圏域内救急病院が行う第二次救急体制事業に係る費用を負担するものでございます。

次に、補助金38万5,000円につきましては、食生活改善推進員協議会及び健康運動普及推進員協議会に対する補助金でございます。

次に、交付金32万円の主なものにつきまして申し上げます。がん患者ウィッグ等購

入費助成金 18 万円につきましては、がん治療に伴う外見の悩みを抱えるがん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するため、ウィッグまたは胸部補整具等の購入に対し、それぞれ 1 万円以内、1 回限りで助成をするものでございます。

次に、健康教育事業 91 万 5,000 円の主なものにつきまして申し上げます。

第 7 節報償費 20 万 6,000 円につきましては、市民を対象とした生活習慣病予防講座や運動講座等に対する講師謝金でございます。

第 13 節使用料及び賃借料 45 万円の主なものにつきましては、令和 6 年 4 月から参加をしております埼玉県コバトン ALKOO マイレージの使用料となっております。

続いて、86 ページをご覧ください。

予防事業 6,979 万 7,000 円の主なものにつきまして申し上げます。

第 12 節委託料 6,833 万 2,000 円の主なものにつきましては、予防接種法に基づく高齢者に対する肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナワクチン予防接種、また 4 月 1 日からは、定期接種化になりました帯状疱疹のワクチンの実施に係る各医療機関への委託料でございます。

続きまして、健康診査事業 5,508 万 7,000 円の主なものにつきまして申し上げます。

第 1 節報酬 118 万 1,000 円につきましては、各種健診や予防接種に係る管理のための会計年度任用職員 1 名の報酬でございます。

続いて、第 10 節需用費 430 万 5,000 円の主なものとしましては、がん検診の勧奨用はがきや各種検診の受診票等の印刷製本費 427 万 5,000 円でございます。

第 11 節役務費 503 万 7,000 円につきましては、がん検診の勧奨用はがき及びがん検診推進事業の対象者へ無料のクーポン券を郵送する郵送料となっております。

次に、第 12 節委託料 4,362 万 7,000 円の主なものにつきまして申し上げます。

まず、がん検診委託料 3,627 万 9,000 円につきましては、医療機関及び集団検診で実施する胃がん、乳がん、肺がん、子宮頸がん及び個別検診の大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん検診に対する委託料でございます。

基本健康診査等委託料 357 万 6,000 円につきましては、20 歳から 39 歳までの健康診査が受けられない方及び 40 歳以上の生活保護受給者などを対象にした基本健康診査及び B、C 型肝炎ウイルス検査に対する医療機関への委託料でございます。

続いて、成人歯科健診委託料285万7,000円につきましては、歯周病の予防や、歯の健康状態の確認等を実施する医療機関への委託料となっております。

続いて、88ページをご覧ください。

健康相談事業65万5,000円の主なものにつきまして申し上げます。

第12節の委託料59万4,000円の主なものにつきましては、心の健康や病気について、精神科の医師や臨床心理士による相談窓口となる心の健康相談委託料38万1,000円でございます。

続いて、91ページをご覧ください。

保健センター一般経費555万7,000円の主なものにつきまして申し上げます。

第10節需用費263万円の主なものにつきましては、当センターの光熱水費のうち、電気料213万4,000円となっております。

第12節委託料140万3,000円につきましては、施設の設備機器や夜間警備等に要する費用となっております。

第13節の使用料及び賃借料130万2,000円につきましては、保健センターの駐車場として借用している土地の借上料となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点施策についてお伺いします。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 健康づくり推進課の重点事業としましては、2点ほど申し上げます。

まず1つ目が、定期予防接種事業ということで、現在高齢者に対するインフルエンザワクチン、また肺炎球菌ワクチン、また昨年10月から始まりました新型コロナワクチン、そして今年4月1日から定期接種化になりました带状疱疹ワクチンのほうを実施をしまして、対象となる方の感染また重症化予防に努めていきたいというふうに考えております。

それと、2点目が、がん検診事業でございます。がん検診事業は、現在集団検診と個別医療機関の検診を実施しており、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、市民の健

康の保持・増進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 87ページのコロナワクチンと带状疱疹ワクチンのところなんですけれども、新型コロナワクチン定期予防接種委託料ということで、1,988万7,000円、ここ数年、多分定期的に受けられている高齢者の方というのも、私が見る限りでは減ってきていると思うんですが、これの予算額が適切なのか、あるいは令和6年度から7年度にはどれくらい増減する見込みなのかというのがあれば教えてください。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 コロナワクチンは、昨年3月までは国の臨時接種ということで無料で受けられたものなんですけれども、令和6年度からは定期接種化となりました。当初、令和6年度には、接種率を50%程度いるんじゃないかと、今までの流れとしては押さえておりましたが、実際のところ、令和6年10月1日から1月31日までの期間で終わっておりまして、接種数が2,835でございまして、令和7年2月1日現在、65歳以上の方ですけれども、対象として計算した場合は、約17%の接種率ということでございます。

近隣市町もどうなのかということで、電話等で確認をしたところ、接種率は低くなっているということで、その担当の話によれば、やはり有料になったということと、あと流行も爆発期がなかったとか、そういったことが接種率が上がらなかった要因にあるのではないかというふうに考えております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

あわせて、ちょっと聞きたいんですけれども、今度は带状疱疹のワクチン委託料500万円ですが、国では、50歳からワクチン接種ができますよという案内がテレビCM等でもなっているんですね。50歳を超えたら带状疱疹のワクチンを打ちませんかというようなCM等もやっているんですけれども、私も50歳を過ぎたときに打ちました。すごく高いです。働いている私が思うくらい高いです。1回2万円を2回なんですよ。生ワクチンじゃないほう。不活化ワクチン、1回2万円を2回しないと駄目だと。

最初、生ワクチンも考えたんですよ。生ワクチンは1万円ちょっとでできるんです、1回。ただ、予防率が非常に低い。2万円2回のやつでしたらば、もう一生、80%オーバーで大丈夫ですよというような感じで先生が教えてくれたんですね。生ワクチンだと、10年間以内にもう4割ぐらいはかかっちゃうかもしれませんというようなワクチンなんです。

やはり、私の周りも50代前半なんで、何で50歳から補助してくれないのかなという意見がすごくあるんですね。ほかの市町村からですと、見ると、やっぱり50歳になって補助出している行政もあるんですけども、羽生市としては、来年度から始まるわけですけども、今後補助の対象の年齢を下げる予定というのはあるのかなという形でお聞きしたいんですけども。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 先ほどの話は、50歳以上の方が打てるワクチンであることは間違いがないんですが、国のほうが昨年、この定期接種化が決まったのが12月末頃なんですね。4月から定期接種化しろということで、そういった中で予算化するのなかなか苦労したわけなんですけれども、そういった中で、今、川田委員のようなご意見もいただいたのは事実でありました。今回は、65歳、70歳や75歳という5年間の措置として、対象年齢、説明をお聞きだと思いますので、詳しくは申し上げませんが、そういった中で、じゃ66歳はどうなんだ、67歳にはやってくれないのかという厳しいご意見もいただいたわけでございます。

先ほど、50歳以上で行なっている自治体も、たしか昨年、36の自治体では、任意接種の助成もやっている中で、多くのところが定期接種に切り替えたので任意接種はやめようと、定期接種に切り替えた自治体も数多くありました。やはり、それは財政的な負担が一番だというふうに聞いております。

ですので、本市としましては、65歳、今決められた対象年齢以外にも広げたいということも考えなくちゃいけません、現時点では、やはりそういった財政的な問題も一つありますし、国のほうではやはり70歳代でピークを迎えるものなので、65歳で打つことが効果的であるという、国のそういった機関の見解も出ておりますので、今年度につきましては、国の要望どおりやらせていただいて、今後のニーズに準じた研究をさせていただければと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

これ、コロナワクチンと带状疱疹ワクチンの予算の財源は、全部一般財源でよろしいですか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 今、委員のご指摘のとおり、一般財源でございまして、国のほうの補助金はないのですが、3割程度の地方交付税交付金の対象になるということになっています。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

一般財源であれば、あれなんですけれども、今後、多分コロナワクチンが接種減ってくると思うんですよ。だから、この予算を組み替えながら、若い、若い人といってもそんな若い人じゃなくて、带状疱疹のワクチンをもうちょっと年齢を下げて、1回の金額も少し下げて、多くの方に助成していただければ、非常に市民はありがたいのかなと思いますので、今後いろいろ研究していただいて、対応していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 今後、県内、または全国的なことの事例がいろいろあると思いますので、今後は調査してみたいというふうに思います。

○川田真也委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 ウイッグの購入助成は今年度からですけれども、これ、昆さんも一般質問やったんでしたっけ、これは18万円ということなんですけれども、まずがん患者というのを何か証明しないと、がんに罹患しています、がんに罹患していましたというのを証明しないといけないかと思うんですけれども、ただ壮年性の薄毛じゃ駄目ですもんね。なので、その証明をするには、何か領収書とか、診断書とか必要だという理解でよろしいんですかと聞こうと思ったら、うなずかれちゃったから、もう答弁になっちゃったんですけれども。

これ、がんでウイッグ等という話で、いろいろなかつらと、乳がんとかで乳房を切除してということの、何って言いましたっけ、装具は、説明のときに。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 胸部補正具です。

○中島直樹委員 でありましたけれども、これはどちらか1つ、それともがんの種類が違うから、放射線治療を受けて、乳房も切除しました、放射線治療を受けて、副作用で医療用のウィッグが欲しいですと言ったとき、胸も、ウィッグもかつらも対象になるのかどうなのか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 今すぐ、ちょっと確認させていただきます。申し訳ないです。

○中島直樹委員 すぐ出なかったら改めてでいい。どこかまた補正とかで。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 ちなみにですね、現在、令和6年度の状況を申し上げてもよろしいでしょうか。

○中島直樹委員 はい。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 予算は15万円取らせていただきまして、現在13件の方が出ておりまして、そのうち12件がウィッグで、1件が胸部補正の方でございます。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 すみません。大変失礼いたしました。

それぞれ1万円を上限ということで申請はできます。

○中島直樹委員 それぞれ、両方オーケー。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 はい。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ということで、今ちょっと検索すると、ちょっと古いのかな、羽生市の名前が入っていないので、今現在では埼玉県自治体のウィッグの助成・補助を出しているところが、羽生市の名前が、今調べたサイトには入っていないんですね。入っていないので、だからそのサイトとしては去年より以前のものだと思うんですけども、今、私が見たやつはね。

そうすると、その1万円という金額、ウィッグと言うと何か分からない、かつらで、いわゆるピンキリで、部分的にぽこんと載せるようなやつから、すぽっと被るので、金額がばらつきがあるんですけども、その1万円という助成というのはどうなんでしょうか。ほかの市町村を見ても1万円ぐらいなんじゃないかな。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 この1万円の上限というのは、補助を出して、2分の1の補助があるんですが、埼玉県の要綱がそれぞれ1万円という上限でやっているものですから、それに合わせて多くの市町村が1万円を上限に補助しているというのが、多くの自治体でやっていることだと思います。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これ、県も1万円出る。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 県は、各市町村の自治体が支払ったものに対しての2分の1を助成するということですので、住民からの直接の請求はございません。

○中島直樹委員 去年が十何件と言っていましたか。去年が15万円の予算で。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 令和6年度です。

○中島直樹委員 令和6年度は15万円の助成で、何件と言っていましたか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 13件出ております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 来年度、増やしたという理由は何なのでしょうか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 今年、今現在13件、申出がありますので、もしかするともう少し増えるのではないかということを考えまして、3万円ほど増やさせていただいております。

○中島直樹委員 了解です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休 憩

午後 3時10分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時10分 散 会